

# 水源連だより

1999年1月28日

99 / No. 8

水源開発問題全国連絡会 ◆

東京都千代田区平河町1-7-28-W201

TEL:03-5211-5429

FAX:03-5211-5538

## 第5回総会報告特集

下野

下野

998年(平成10年)11月16日(月曜日) (日刊)

「思川開発問題全国集會」が十五日、今市市のホテルつたやで開かれ、シンポジウムの中で思川開発事業の問題点を指摘した後、即時中止を求める大会アピールを採択した。

集會は「思川開発事業を考える流域の会」(藤原信代表)の発足一周年記念行事として「水資源問題全国連絡会」の総会を兼ねて共催された。流域の会が正式に反対を表明するのは初めてで、今後は反対を全面的に表明して活動を展開する方針。また集會には、南摩ダム建設反対運動を展開する全国の団体が参加、互いの運動の支援を確認した。

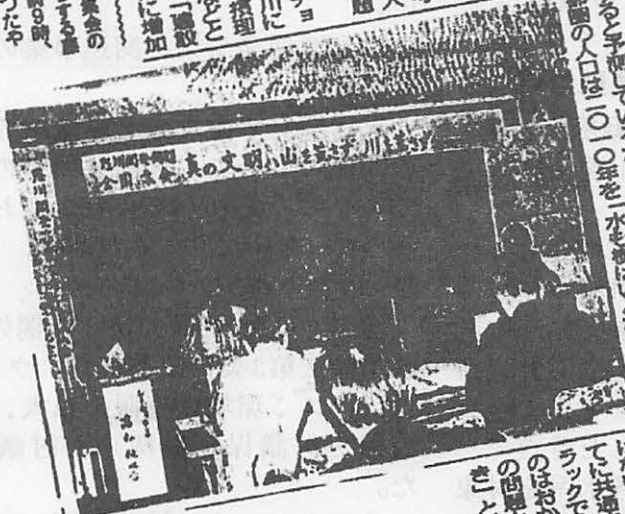
### 思川開発事業 正式に反対

「流域の会」など  
今市で全国集會

即時中止求める

シンポのパネリストは、藤原代表のほか、日本野鳥の会東支部の高松健比古氏、南摩ダム絶対反対運動協議会の広田新一会長、栃木の水を守る連絡協議会の美谷則子氏、東京の水を考える会の島藤隆之氏の四人で、それぞれ同事業の問題点を訴えた。

藤原代表は「チヨロチヨロしか残っていない行川にダムを造るなど自然の破壊を招いた計画」などをあげた。島藤氏は「建設省は都市用水が大増量に思川開発問題全国集會のシンポでありたい」として、今市市のホテルつたや



する手前しているが、首ビークに落ち込み、工業用郡の人口は〇一〇年を「水も減らした」となるのに、水需要を過大に予測している」と批判した。

集會に先駆けて十四日、参加者全員で南摩ダム、川ダム、大谷川取水地の予定地を視察した。

参加した徳島県・細川内ダム建設阻止対策地区特別委員会の西石澤夫委員長は「最初に南摩ダムありきではないのか。ダム計画すべてに共通するが、後からトランクで問題を積みこんでいるのはおかしい。もっと自分の問題として国民が感入すべき」と話していた。

# 今市市で水源連第5回総会開催

## 思川開発問題全国集会も！

### 第5回水源連総会の報告

1998年11月14日、栃木県今市市で思川開発現地見学会のあと、第5回目の水源連総会を開きました。

総会は事務局の和波、渡辺、佐藤の司会で始まりました。水源連から矢山有作代表の挨拶、現地から伊藤武晴氏の挨拶を受け、事務局からの経過報告、各地からの報告、事務局からの活動方針の提案、全体討議、と続き、いつもながらの時間不足を感じつつ、充実した内容をもって、総会は終了し、翌日は全国集会も行ないました。みな様ご協力ありがとうございました。

#### 1 第5回総会を受けて、

総会では多くの問題が提起されました。それらを踏まえ、事務局会議でこれからの方針を具体化するための整理を行いました。その報告をいたします。

#### 1. 今年度行うこと…地域運動の更なる発展に向けた、側面援助と対政府交渉等

##### A. 河川整備基本方針と河川整備計画策定に対する行動

渡良瀬第2貯水池建設問題に関連して、「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」が、利根川水系の工事实施基本計画（旧河川法）と河川整備基本方針（新河川法）について公開質問書を出す用意をしています。それを提出した時点で、皆さんにお知らせします。各水系を対象とされているみな様が各地方建設局や都道府県河川担当部局へ同様な主旨の働きかけをする際の参考としてご活用ください。

##### B. 公共事業再評価システム実施主体とその事業評価監視委員会に対する抗議行動

①. 水源連として、1998年12月9日に建設大臣宛の抗議・要請文（別掲）を建設省河川局開発課に提出しました。

##### ②. 各地での抗議行動

この問題は建設省本省に対するだけでなく、各地の運動体がそれぞれの公共事業再評価システム実施主体とその事業評価監視委員会に抗議を行う必要があります。

思川開発問題で「思川開発事業を考える流域の会」が関東地方建設局に抗議・要請文を1月11日に出しました。これを添付しますので、これを参考にして下さい。

##### C. 水源開発事業と関連事業の財政負担の解明

「思川開発事業を考える流域の会」がこの問題についても公開質問書の用意をしています。それができしだいお送りしますので、参考にしてください。

##### D. 見直し機関

総会では5つの案（ア：内閣外、イ：行政組織法第3条行政委員会、ウ：同8条委員会、エ：環境庁権限の拡大、オ：情報公開・討議保証機関）が討議されました。

その中で、オ：情報公開・討議保証機関に支持が多かったように思われました。当面はこの方向を探ることにします。

## E. 情報センター的役割

①できるだけ多くの情報を提供し、現地からの協力要請・問い合わせに対応する。

各開発事業についての現地調査や問題の解明にも可能な範囲で対応する。

②必要に応じて、関係者会議を持つ。

③インターネットホームページの開設

「情報の整理」の一手法としても位置づけ、当面、以下の情報を収録する。

水源連の紹介・ダム計画一覧と地図

反ダム運動体の一覧表・ダム計画が決まるまでの手順・河川法やダム関連法規、通達等の抜粋・ダム等審議委員会答申・ダムが引き起こす問題

根拠なきダム計画の実例…吉野川第十堰、足羽川ダム、苫田ダム、南摩ダム等の検討結果

URLは

<http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm>

④ダム問題のわかりやすい小冊子を発行する。

⑤機関紙の充実。

情報をため込まないうちに発行…年4回定期発行（1月、4月、7月、10月）。

全国に知らせるための各地からのよびかけ文や資料などを、できるだけそのまま印刷に使えるかたちで事務局宛に送付して下さい。なお、各地からの速報はこれまで通りでお願いします。

⑥より多くのダム反対運動体との関係を広める。

事務局としても努力をしますが、みな様の知る範囲でダム反対運動体がありましたら、事務局にお知らせください。

## F. 国会議員対策、省庁対策

①ダム問題について「公共事業をチェックする議員の会」をはじめとした国会議員にレクチャーを行う。

②各ダム事業問題、及び、それらに共通する問題について、「公共事業をチェッ

クする議員の会」が私たち問題提起者と関係省庁担当者からの公開ヒヤリングをおこなうことを同会に提起する。

③適宜、関係省庁に対し事実聴取を行う。時期を見て、建設省等交渉を行う。

2. これらの活動を可能にするために

①事務局体制の拡大・強化。心当たりの方を事務局にご紹介ください。

②必要に応じて、関係者会議を開く。

③現地調査、現地への講師派遣等については、個人負担を軽減するために水源連として一定の費用負担をする。

④関係者会議を開くときは、地方からの出席者の交通費等の一部を負担する。

⑤水源連の活動を保証するために、会費の納入をよろしくお願いいたします。

## 2. 総会の概要

### 【総会での事務局からの 報告・提起の概要】

水源開発問題全国連絡会1997年11月以降の活動報告

1997年11月8、9日に神奈川県藤野町で開かれた第4回総会以降の水源連の主な活動とダム問題関連の動向を報告する。

### 1. 概要

ダム等事業審議委員会が住民の意見をまったく無視した答申を出した事業について建設省が「答申を尊重して推進」としていることに対する追及が、川辺川ダム、苫田ダム、徳山ダムなどで様々な形で行われている。第十堰問題では、ダム等審議委員会の欺瞞性と当該事業の問題性を明らかにする運動が住民投票の道を切り開きつつある。

建設省のダム事業総点検で休止決定された事業については、休止から中止へと向けた運動が取り組まれている（松倉川ダ

ム、新月ダムなど)。

揚水発電ダム関係はその特異性から全国ネットワークを組織し、原子力発電政策、エネルギー政策をも運動の対象としている。

(これら各地状況報告は資料として掲載)

このように、私たちの運動は着実に前進し、幅を広げ、力をつけている。

空前の財政危機という状況下にもかかわらず、国や多くの地方自治体はあいも変わらず景気浮揚策として公共事業に活路を見出そうとしている。しかし、このやりかたに対して危機感を肌で感じ取っている国民は多い。無駄な公共事業の見直しを求める世論は全国的なものになりつつある。

建設省はダム等審議委員会、ダム事業総点検、再評価システム、と目先を変えながら、住民不在の「ダム事業見直し」を進めている。

新河川法に基づく河川整備基本方針、河川整備計画の策定に建設省はとりかかっている。これまでの運動の経験と成果をもとに、無駄なダム事業等を中止に追い込む更なる運動を進めていくために、河川整備基本方針・河川整備計画の策定が進む前に、水源連として河川整備基本方針・河川整備計画に対する取り組みを起こすことが緊急課題である。

## 2. 建設省の主な動きと水源連の対応

### ①建設省の主な動き

#### ①-1 ダム等事業審議委員会

98年7月13日、第十堰建設事業審議委員会、「事業推進」の答申を発表。建設省、環境影響評価法に基づく調査を前倒しで実施することを発表。

98年8月14日、矢作川河口堰建設事業審議委員会、「事業休止」の答申を発表。建設省、ダム総点検で99年度は休止事業とすることを発表。

近畿地方建設局、丹生川ダム(和歌山県内)事業建設事業審議委員会を設置。建設省は、細川内ダム建設事業審議委員会を除き、これが最後のダム等事業審議委員会になることを言明した。

#### ①-2 ダム事業総点検

建設省は98年8月26日、99年度予算概算要求に関連し、7ダム事業を中止、11ダム事業を休止、1ダム(細川内ダム)を一時休止とすることを発表。

#### ②水源連(事務局)の対応

ダム等審議委員会対象事業関係では、川辺川ダム反対運動団体や吉野川シンポジウム実行委員会がおこなった、「公共事業チェックを実現する会」主催のヒヤリングでの省庁追及の同席、省庁交渉の同行などを行った。建設省に対しては、4月30日に「新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画について」、10月7日、14日に「建設省が行っている3つのダム事業見直し方式および、それらと新河川法との関連について」のヒヤリングを行った。

### 3. 水源連(もしくは事務局)の対省庁以外の行動

- 1月10、11日:「富山の水を考える会」主催の「水を考える集い」(宇奈月ダム、地下水)
- 2月10、11日:矢田ダム予定地大分県大野町視察
- 4月5日:「細川内ダム建設反対徳島県連絡会」総会
- 5月16日:第3回「吉田ダムと吉井川の治水を考えるシンポジウム」
- 5月16日:緊急作戦会議(上記シンポジウム参加者有志)
- 6月27日:21世紀環境委員会に「要請書」提出…「無駄な公共事業」に順位付けをしないように
- 10月17日:「吉野川東京の会」と「川辺川東京の会」が共同主催したシンポ

ジウム「川を守るのは誰か」

10月31、1日：揚水ダム全国ネットワーク総会とシンポジウム（清津川ダム、佐梨川ダム）等に参加。

機関紙「水源連だより」3回発行。

各地からの問い合わせ、署名、激励文、共有地運動等に協力。

#### 4. 1年を振り返ると

この一年は、水源連としてまとまって行動したことはない一年でした。

全体的には、各地の運動が非常に活発で、運動を進めると同時に、ダム計画の欺瞞性を広く世に問うことができたと思います。

「水源連だより」を3回発行しました。機関紙を通して各地の状況、国の動きを互いに知らせあうことは重要なことです。今後も更に充実させるため、各地からの生の情報をどんどん寄せ合しましょう。

## 行政主導の「見直し」への対応策

### (1) はじめに

建設省はダム事業について、ダム等事業審議委員会（1995年から）、総点検（1997年から、1996年は一部）、再評価システム（1998年から）という3つの方式で「見直し」をおこなっている。建設省の説明によると、これらはすべて、近い将来に河川法に基づく河川整備計画策定時のダム事業の強化に集約される見込みである。これら行政主導型の「見直し」方式の問題点を挙げ、対応策について提起する。

### (2) ダム等事業審議委員会

#### ダム等審議委員会の問題性

ダム等事業審議委員会は、建設省の長良川河口堰運用開始強行に対する世論の批判を和らげるため、ダム事業等の計画決定に客観性と透明性を持たせるというこ

とを名目に、試行として導入されたものである。その背景には、水源連を組織する各地のダム反対運動の展開と、水源連が提起した「見直し機関草案」があると思われる。

水源連はダム等事業審議委員会の設置について、それが建設省内部のものであること、審議委員会の人選が事業推進者である知事に一任されていること、住民参加が保証されていないこと、等を根拠に、「事業計画にお墨付きを与える」「反対運動の切り崩しをはかるものである」と捉え、シンポジウム開催等を通じて建設省に対してその白紙撤回を繰り返して求めてきた。

この審議委員会は客観性・透明性の確保を目的として設置されたものであるが、その実態は別表に示すように、ほとんどの審議委員会は科学的な見直しを真摯におこなうことなく、また、住民の声に真剣に耳を傾けることもなく、事業者側の思惑通りの答申を出している。多くの審議委員会はその審議を住民に公開することもなかった。

建設省は答申が出る都度、「答申を尊重して事業を推進する」との方針を示し、大蔵省もそれを根拠として予算の貼り付けを行っている。ダム等審議委員会が「事業計画にお墨付きを与える」機能を果たしたことは明々白々である。

#### 反対運動の成果

このようなダム等審議委員会に対して、反対運動団体と水源連は、個々の事業の問題点と審議委員会の欺瞞性を明らかにすることに力を注いだ。その結果、以下に記す状況を獲得している。

1. すべての審議委員会が建設省の当初の思惑（行政ペース）通り進んだとは言いつれない。当該事業に対する住民の反対運動が答申内容に大きな影響を与えている。

細川内ダム：木頭村が審議委員会の欺瞞性を明らかにすることにより、審議委員会の発足を止めている。

渡良瀬遊水池第2貯水池：住民団体の執拗な働きかけが、審議委員会に「第2貯水池は第1貯水池と同様に、水質悪化の問題が生じること」と、遊水池の自然の素晴らしさを認識させ、事業計画数年中断の中間答申を引き出した。

足羽川ダム：水没予定地を抱える美山町、池田町の審議委員が反対運動を背景に、「現計画は犠牲が大きく不適」を答申に明記させた。

2. 反対運動が審議委員会答申には影響を与えることができなかつたとしても、審議委員会の欺瞞性を追及する中で、当該事業の問題点を掘り下げ、結果的に反対運動の輪を広げた運動団体も多い。

川辺川ダム、苫田ダム、第十堰、徳山ダム、宇奈月ダム等はその例である。成瀬ダムの場合は、審議委員会の答申が出された後、反対運動が起きている。

これら2つの事実は、反対運動にとって、大きな成果である。

ダム等審議委員会が設置された地元の住民はこれに正面から向かい合うことにより、本省および各地方建設局を話し合いの場やシンポジウムの席につかせる力を獲得した。

どの審議委員会においても知事を中心とした事業推進側は、これまでの既成方針に変更が加わることを徹底的に拒否した。知事に対する住民からの強い批判が顕在化し、岐阜県では私たちの仲間がダム等の公共事業を争点に据えて独自の知事候補をたてて現職候補に挑み、五分の一の得票を得たり、徳島県では第十堰可動堰化反対の声が圧倒し、知事を政治的に窮地に追い込んでいる状況がある。

(佐梨川ダム問題を抱える新潟県湯之谷村、徳山ダムを抱える藤橋村などでは、

これまでのダム依存村政の改善を争点にした村長選挙戦がはじめて闘われ、各々善戦したことは画期的なことである。)

### 私たちに残されている課題

今後の課題は、答申が反対意見を無視しているにもかかわらず、建設省が「答申を尊重して、事業を推進する」という方針を示し、それを根拠に大蔵省が予算の貼り付けを行っていることに対して、その欺瞞性を明らかにすると共に、これらの行為を撤回させることにある。川辺川ダムや第十堰、佐梨川ダム関係が既に獲得してきた「公共事業チェックを実現する議員の会」主催のヒヤリングを通しての関係省庁の追及、徳島市住民が現在進めている第十堰についての住民投票の取り組み、川辺川ダム事業基本計画変更に対する異議申立て、徳山ダム予定地での共有地の設定などは、そのための運動として一つの方向性を提示している。

### (3) 建設省による総点検

すべての事業が点検対象とされている。次年度予算概算要求時に1997年から建設省は中止・休止・一時休止事業を明らかにしている(1996年は中止のみ)。その中には、当然、矢作川河口堰のように、ダム等審議委員会で休止答申が出された事業も含まれている。

この総点検は批判の高まりに対して、「見直しを行っている」というポーズを示しているに過ぎない。ほとんどのダム事業を進めやすくするため、トカゲの尻尾切りをおこなったものであり、中止・休止の事業は規模の小さなものが大半を占めている。

ただし、大分県大野町に計画されていた矢田ダム、函館市に予定されていた松倉ダム、気仙沼市に予定されていた新月ダム等が休止ダムになったことは、ダム反対運動の高まりの結果である。

### (4) 再評価システム

この再評価システムでは、直轄事業は各地方建設局、公団事業については公団、補助事業については、地方公共団体もしくは地方公社が再評価の実施主体となり、再評価の最終決定は建設本省が行うとなっている。

実際の運営は、各実施主体が実施・休止・中止の意見を付した再評価事業リストを作成し、それを各実施主体ごとに設置した事業再評価監視委員会に提示し、その意見をもらったうえで、実施主体の意見を決めることになっている。しかし、事業再評価監視委員会は再評価事業リストに掲載されている事業のほんの一部についてしか再評価を行わない（たとえばリストからの任意抽出）。それも一、二回の会議で結論を出すのであるから、委員会による検討は形だけのものに過ぎない。

この評価システムでは、住民の声を聞くとか、審議を公開するとかの性格を持ちあわせず、事業再評価監視委員会の意見を聞くことで第三者性を確保したとみなす、というとんでもないシステムで、欺瞞制に満ちたダム等審議委員会よりも更に悪いシステムである。

### 私たちの課題

既に各地方建設局や各都道府県は事業再評価監視委員会（仮称）を設置し、その作業を始めている。私たちはその作業について公開を求め、また、私たちの声を反映させるべき行動を各地方建設局等に早急に起こす必要がある。

#### （５）行政主導の見直しの流れ

行政主導のダム等事業に関係する三つの見直しシステムの流れを私たちの運動の視点で捉えてみる。

建設省には、ダム等審議委員会については、様々な意味で、寝た子を起こす結果を招いてしまった、という総括もあるのだろう。寝た子を起こさずに見せかけ

の第三者性を確保するためのシステムとして、再評価システムが登場した。

建設省は、これら三つの見直し方式を近い将来、新河川法に基づく河川整備計画策定時の事業評価に吸収する考えである。河川整備計画については河川法第16条の2で、河川に関し学識経験を有する者の意見と、公聴会開催等による関係住民の意見を必要に応じて聞くこと、および、地方自治体の長の意見を聞くことの義務づけ等が規定されているが、その具体的手続きについては法にも政令にも記載がない。ただし、新河川法の国会審議の中で建設省は、「必要に応じてとは要求があれば、ということである。ダム等の事業については公聴会を行う」と答えている。

河川整備計画の変更については、98年1月23日の通達に、「流域の社会情勢の変化や流域の意向を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであること」と記されている。また、計画対象期間を同通達で、「20～30年間程度を一つの目安とすること」としている。

私たち水源連は、これまで一貫して、どこの省庁にも属さない独立したかたちでの「第三者機関としての見直し機関」の設置を要求してきた。その観点からすると、今回登場した再評価システムは最悪の方式である。このようなシステムが河川整備計画の策定に引き継がれることを阻止しなければならない。

#### （６）水源連のとるべき対応策

##### １）私たちが求める見直し機関

水源連は先にも記したように、独立した「第三者機関としての見直し機関」の設置を求めてきた。しかしながら、この見直し機関の法律上の位置づけについては検討するべき様々な問題がある。

既に水源連が作成した「第三者機関とし

ての見直し機関」草案を基に据え、いかなる形の見直し機関を求めるのか、プロジェクトチームを造って再検討を行う。以下、事務局会議で提案されている事例を挙げる。

## 水源開発事業などの大規模公共事業に関する見直し機関のあり方

### (1) 内閣の行政組織の外に見直し機関を設置する。

国の行政組織は内閣総理大臣を頂点としたピラミッド式であって、それぞれの行政組織の所掌事務が決められているため、行政機関の一つが他の行政機関の行政裁量の是非を判定することは困難であり、見直し機関を内閣の行政組織の中に設置することはむずかしい。考えられるのは、人事院のように、内閣の外に見直し機関を設置することである。

内閣の外にある組織としては人事院と会計検査院がある。このうち、会計検査院は憲法に明記されているのに対して、人事院は憲法上の規定がない。

したがって、見直し機関としては、公共事業だけではなく、種々の行政裁量行為をも対象とする、人事院的な行政監視機関が考えられる。この行政監視機関の対象はきわめて幅の広いものになるので、その法案づくりにはいろいろな分野の住民運動の協力を求める必要がある。

### (2) 各省庁とは独立した準司法的な委員会として見直し機関を設置する。

大規模公共事業についての判定基準を法律で定めておいて、それに基づいて適法か否かを判定する準司法的委員会ならば、国家行政組織法第3条による独立行政委員会として設置できる可能性がある。これは梶山正三弁護士案である。同様な準司法的委員会としては公正取引委員会などがある。ただし、この案については、公共事業の是非に関わる技術的専門的な判定基準を法律で定めることが果し

て可能かという問題がある。

〔注〕国家行政組織法第3条：省庁や独立行政委員会の設置についての条項

### (3) 総務庁内に勧告機関として見直し機関を設置する。

あくまで総理大臣に勧告するという機能にとどめるならば、大規模公共事業の見直し機関を総務庁内に設置できる可能性がある。これは、国家行政組織法第8条による省庁所属の行政委員会である。水源連の草案はこれに近い。総務庁内の行政委員会としては、平成6～9年度に活動した行政改革委員会がある。この委員会は総理大臣に対して意見を述べ、勧告する機能を有していた。しかし、各省庁の具体的な事業の是非に関して総理大臣に勧告する機能をこの種の委員会に持たせることができるかどうかは不明である。

〔注〕国家行政組織法第8条：省庁内に合議制の機関を設置するについての条項

### (4) 環境庁に環境の視点から見直しを行う組織を設置する。

環境の視点から大規模公共事業について（何もしない案も含めて）代替案との比較検討を行い、当該事業の是非を判定する組織を環境庁内に設置する。本来あるべき環境アセスメントを計画策定済みまたは進行中の大規模公共事業に適用するという考え方である。ただし、新規事業に適用される現実の環境アセスメント法は、開発の歯止めにならない内容のものであるから、計画策定済みまたは進行中の事業に対して本来あるべき環境アセスメントを実施できるようにするためには、環境アセスメント法の抜本的な改正が必要である。

### (5) 事業者側に情報を公開させ、討議に同じさせる権限を有する機関を設置する。

見直しという判定は行わず、事業者側に「住民が求める情報を公開させ、住民



との討議に応じさせる」権限を有する機関を設置する。見直しの結果は見直し機関のメンバーによって左右されるので、メンバーの選定の仕方によっては見直し機関が事業推進にお墨付きを与えるものになる危険性がある。そこで、見直しという機能をなくし、住民と事業者側が対等に討議できる場を保証する機関を設置する。住民側はこの討議によって事業の不要性、欺瞞性を明らかにして、事業中止を求める世論を形成していく。

このような機関に近い機能をもつものとして、公害等調整委員会（国家行政組織法第3条による独立行政委員会）がある。公害等調整委員会（および都道府県公害審査会）は典型七公害の紛争に関しては住民の申請に対し、公害原因者との間の調停等を行う。双方が意見を述べ合う場を設定したり、原因者に文書の提出を命令することができるが、実際にどこまで機能しているかは疑問の点がある。

この公害等調整委員会の管轄対象に大規模公共事業を加え、委員会の機能を強化して、「事業者側に情報を公開させ、討議に応じさせる」権限を有する機関にすることも考えられる。

〔シャドウキャビネット的な見直し機関の設置〕

住民側でシャドウキャビネット（影の内閣）的な見直し機関を設置し、模擬裁判のように事例として二、三の水源開発事業を取り上げて見直しを行い、見直し機関のあり方を広くアピールすることも考えられる。

国際的にはすでに、NGOも含めたかたちでダム事業等の見直しを行う組織がある。

## 2) 河川整備基本方針および河川整備計画策定の段階から行動を起こす。

公開質問書の提出による問題提起

河川整備基本方針の策定が開始されて

いる現段階から、住民の考えを反映させる方式を建設省本省と各地方建設局に迫る必要がある。

ダムの具体名が出てくるのは河川整備計画であるが、治水計画等におけるダム建設の必要性は河川整備基本方針で決まってしまうので、基本方針策定の段階からダム建設の是非を問題にしていかなければならない。

しかし、住民が意見を述べることができるのは、河川整備計画案の段階であるから、計画案の提示を待っては、手遅れになってしまう。そこで、基本方針の策定作業が行われている現段階において、各地方建設局等に対し、公開質問書を繰り返し提出して問題提起を行い、議論の場の設定を求めていく必要がある。

公開質問書の例を示す（資料編参照）。基本方針そのものの内容を聞いても、策定作業中という理由で地方建設局等が回答を拒否することが考えられるので、この質問書の例では、現行の工事実施基本計画の疑問点を問いただして、そこに絡めて基本方針の問題にも触れるように作成した。

### 3) 水源連をダム関連問題のセンターに

水源連が組織された当初は建設省本庁がについての住民対応の全てを握っていた。それゆえ、水源連事務局は建設省との直接交渉に精力を注いだ。最近では建設省が工事実施基本計画に関連する事項についての住民対応を各地方建設局におろすようになっている。

また、十分ではないが、これまでと比べれば、情報の開示も地方建設局レベルで行うようになってきている。各地の運動が地方建設局や本省などとの直接交渉する力を築きつつあること、また、補助事業についても各地でその事業の本質に迫る運動を展開していることなどから、水源連はそれを支援する態勢をつくる時

期にきている。

このような状況から、水源連をダム等関連問題運動のセンター的役割を担えるようにする。

①全国からのダム問題の問い合わせ、および、相互の情報交換、中央情報の提供等に応じられるように、データベースを

作成する。機関紙の充実やインターネットのホームページ作成も一つの方法。

②全国でダム問題と闘っている仲間やダム問題に関心を持つ人のために、上記①の蓄積の中から、ダム問題マニュアル作成を考える。完全を期すると作業量は膨大なので、できることから手をつける。

## 〔事務局からの提案1〕

### 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対する行動

#### 1. これから予想される動き

河川整備基本方針と河川整備計画についてこれから予想される動きは次のとおりである

。以下に示すのは一級河川の場合であるが、二級河川の場合も都道府県の河川担当部門で同様な動きがある。

#### 〔現状〕

・建設省各地方建設局の〇〇川工事事務所で河川整備基本方針案の策定作業が進行中

（並行して河川整備計画の予備的な案についても策定作業が進行中）

↓

〔早ければ、概ね1年以内、大河川の場合は概ね2年以内〕

・各地方建設局で河川整備基本方針の案をきめる。

・建設省本省がその案を河川審議会にかけて基本方針を決定

↓

#### 〔河川整備基本方針決定後〕

・各地方建設局が河川整備計画の案を策定

↓

・各地方建設局が公聴会等により、住民

の意見を聞く。

・各地方建設局が河川の専門家（治水、利水、環境）による委員会をつくり、委員会の意見を聞く。

↓

・各地方建設局が関係自治体の長の意見を聞いた上で河川整備計画を決定

#### 2. 河川整備基本方針と河川整備計画の内容

今までの工事实施基本計画が河川整備基本方針と河川整備計画に分けて策定されるのであるから、基本的には工事实施基本計画の内容がほとんどそのまま基本方針と整備計画の内容になると予想される。基本方針はその他に環境についての考慮事項が付記される。

#### 河川整備基本方針の決定事項

##### 洪水の主要地点

・基本高水流量、ダムによる調節流量、河道への配分流量（計画高水流量）

・計画高水位、河道の横断形（川幅等）

##### 渇水の主要地点

・流水の正常な機能を維持するために必要な流量（河川維持用水等）

〔注〕基本高水流量：〇〇〇年に1回、

想定される洪水ピーク流量で、この値を大きくすることにより、治水面でのダム建設の理由がつけられる。

計画高水流量：河川改修で対応可能な洪水ピーク流量（ダムの効果を見込んだ、〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量）

河川維持用水：河川環境等のために渇水時にも維持すべき流量であるが、この河川維持用水の確保もダム建設の理由の一つになる。

### 河川整備計画の決定事項

設置される主要な河川管理施設の機能の概要

- ・ダム名
- ・堤防の新設改築、河床の掘削を行う地区名等

要するに、ダムに関しては、

#### 河川整備基本方針で

- ・治水計画において必要なダム（群）の規模
- ・ダム等で確保すべき河川維持用水の流量が決定され、

#### 河川整備計画で

- ・具体的なダム建設計画が決定される。

### 3. 公開質問書の提出による問題提起

ダムの具体名が出てくるのは河川整備計画であるが、治水計画等におけるダム建設の必要性は河川整備基本方針で決まってしまうから、基本方針策定の段階から、ダム建設の是非を問題にしていかなければならない。

しかし、住民が意見を述べることができるのは、河川整備計画案の段階であるから、計画案の提示を待っては、手遅れになってしまう。そこで、基本方針の策定作業が行われている現段階において、各地方建設局等に対し、公開質問書を繰り返し提出して問題提起を行い、議

論の場の設定を求めていく必要がある。

公開質問書の例を次に示す。基本方針そのものの内容を聞いても、策定作業中という理由で回答を拒否することが考えられるので、この質問書の例では、現行の工事実施基本計画の疑問点を問いただして、それに絡めて基本方針の問題にも触れるように作成した。

### 〔公開質問書の例〕

#### 〇〇川の治水計画に関する公開質問書

下記の質問に対する回答を文書で行うとともに、その内容について質疑を行える場を設定されたい。

(1) 〇〇川の工事実施基本計画による治水計画は、〇〇〇年に1回の洪水を想定したものであるが、〇〇〇年に1回という現実感のない洪水を想定する必要がどこまであるのか。河川整備基本方針の策定でも同様な計画規模が設定されるのか。

(2) 万が一氾濫が生じて、人的な被害が起きないようにして、物質的な被害は補償で対応するというソフトな対策を考えるべきではないか。

(3) 洪水対策の基本の第一は森林の保全による洪水流出の抑制である。工事実施基本計画では、今後推進すべき森林保全の効果が全く見込まれていないが、今回の基本方針案では基本高水流量の算定にあたって、森林保全の効果を見込んでいるのか。

(4) 洪水対策の基本の第二は河川改修（堤防の嵩上げと河床の掘削）をすみやかに行うことである。洪水抑制効果が当てにならないダムの建設よりも、河川改修の推進に全力を投入すべきであるが、実際

には、工事実施基本計画とおりの河道整備は大幅に遅れている。現在の河川改修の進捗状況を河川縦断図で具体的に示されたい。

(5) 工事実施基本計画では基本高水流量が〇〇〇〇立方m/秒となっているが、この値は最大洪水ピーク流量の実績値〇〇〇〇立方m/秒とかけ離れた過大な値である。河川整備基本方針でも同程度の基本高水流量が設定されるのか。

(6) 〇〇〇年に1回ということを実績洪水と乖離した洪水流量が設定されるのは理解できない。工事実施基本計画の基本高水流量および今回の河川整備基本方針案の基本高水流量を求めた計算書をすべて公開されたい。

(7) 実際に〇〇〇年に1回の確率で来る洪水流量は、工事実施基本計画の基本高水

流量を大きく下回り、計画高水流量をも下回る可能性がある。計画高水流量は河川改修だけで対応可能な洪水流量であるから、この場合は、河川改修さえ計画どおり実施すれば、ダムなどつくらなくても、〇〇〇年に1回の洪水流量に対応できることになる。この点について貴局の見解を示されたい。

(8) 計画高水流量の算出に用いたダムの洪水調節効果は計画どおりに雨が流域に降った場合のことであり、雨の降り方が変われば、ダムの効果ははるかに小さくなる可能性がある。

工事実施基本計画の計画高水流量および今回の河川整備基本方針案の計画高水流量を求めた計算書をすべて公開されたい。

## 〔事務局からの提案2〕

### 水源開発事業と関連事業の財政負担の解明

現在の日本は未曾有の財政危機にある。国だけでなく、都道府県、市町村の財政も危機的状況にある。また、水道事業会計、工業用水道事業会計も同様である。

財政危機をもたらした主要な原因の一つは、水源開発事業をはじめとする必要性の希薄な公共事業に巨額の金が注ぎ込まれてきたことにある。

更に、この巨額の費用負担は一般国民に回り、国税、地方税、水道料金の形で負担を強制されている。

水源開発事業にストップをかけるためには、水源開発事業がもたらす財政負担の実態を把握して、これ以上の水源開発が財政面においても許されないことを明らかにしていく必要がある。

ただし、水源開発事業の財政負担の仕組みは、かなり複雑なものであるので、住民側がその全容を把握するのはむずかしいところがある。

そこで、各運動団体が次の例のような公開質問書を、ダム事業者、関連都道府県、関連水道事業体等に提出し、事業者側、行政側にこの財政負担の実態を明らかにさせることを提案したい。

総額だけを聞く質問書を提出しても、事業者側、行政側は、財政負担の仕組みが複雑であることをよいことに、その実態を明らかにしないことが予想されるので、この質問書は財政負担の仕組みにも言及する、やや細かい内容になっている。

〔都道府県がダム事業費の治水分と水道用水分を負担する場合に都道府県に対して提出する公開質問書の例〕

### ダム事業および関連事業の財政負担に関する公開質問書（例）

本県は現在、未曾有の財政危機にある。その主因の一つは不要不急の公共事業に巨額の費用をつぎ込んできたことにあり、今後は国の事業への参加も含めて新たな公共事業の実施については必要最小限に抑制しなければならない。そのような観点からみた場合、国が計画している〇〇ダム建設事業への参加とその関連事業の実施は本県の財政に対してどのような影響を与えるかを今の時点で明確にしておく必要がある。そこで、〇〇ダム建設事業への参加とその関連事業の実施に伴って、本県が負担する費用を明らかにするため、下記の質問に答えられたい。

#### （一般会計の負担額）

- (1) 〇〇ダム建設の事業費のうち、本県が治水分として負担するのは何億円か。
- (2) 治水分の負担金を地方債で処理している割合はどれくらいか。この地方債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。
- (3) 地方債の利息支払い額も含めると、本県の治水分の負担額は総額何億円になるのか。
- (4) 〇〇ダム建設の事業費のうち、水道分として本県の一般会計が負担するのは何億円か。
- (5) 水道分の一般会計負担金を地方債で処理している割合はどれくらいか。この地

方債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。

(6) 地方債の利息支払い額も含めると、本県の水道分として本県の一般会計が負担するのは総額何億円になるのか。

(7) 〇〇ダムの開発水を配るための水道用水供給事業の総事業費はいくらか。また、そのうち、本県の一般会計が負担するのは何億円か。

(8) この水道用水供給事業に対する一般会計負担金を地方債で処理している割合はどれくらいか。この地方債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。

(9) 地方債の利息支払い額も含めると、この水道用水供給事業に対して本県の一般会計が負担するのは総額何億円になるのか。

(10) 〇〇ダムの水源地域整備事業のうち、本県の一般会計が負担するのは何億円か。

(11) 水源地域整備事業に対する一般会計負担金を地方債で処理している割合はどれくらいか。この地方債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。

(12) 地方債の利息支払い額も含めると、水源地域整備事業に対して本県の一般会計が負担するのは総額何億円になるのか。

#### （水道会計の負担額）

(13) 〇〇ダム建設の事業費のうち、本県の水道会計が負担するのは何億円か。

(14) 水道会計の負担金を企業債で処理している割合はどれくらいか。この企業債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。

(15) 企業債の利息支払い額も含めると、本県の水道会計が負担するのは総額何億円になるのか。

(16) ○○ダムの開発水を配るための水道用水供給事業の事業費のうち、本県の水道会計が負担するは何億円か。

(17) この水道用水供給事業に対する水道会計負担金を企業債で処理している割合はどれくらいか。この企業債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。

(18) 企業債の利息支払い額も含めると、この水道用水供給事業に対して本県の水道会計が負担するのは総額何億円になるのか。

(19) ○○ダムの水源地域整備事業の総事業費はいくらか。また、そのうち、本県の水道会計が負担するは何億円か。

(20) 水源地域整備事業に対する水道会計負担金を企業債で処理している割合はどれくらいか。この企業債の発行条件（償還期間と利率）も示されたい。

(21) 企業債の利息支払い額も含めると、水源地域整備事業に対して本県の水道会計が負担するのは総額何億円になるのか。

## 水源開発問題全国連絡会総会議事抄録

（上記の事務局報告以外の議事内容はここを御読みください）

### 1. 開会挨拶

矢山 各団体、個人がそれぞれの地域で取り組まれていることに敬意を表する。

3月に建設省所管の再評価実施要領が発表されたが、読んでみるとこれまで我々が煮え湯を飲まされた審議会の再来になるのではないかという感じがしている。水源連として真剣に取り組まなければならない。建設省がダム等について再評価をやるというのであれば、水源連が作成した建設省から独立した第三者機関としての見直し機関をどう作らせるか、というのが水源連の大きな課題ではないか。それぞれの場の闘いに対しての連携をしながらの協力支援と同時に、水源連独自としてそういう問題を本日も論議したらどうか。

苦田ダムについて、思わぬことが9月30日に起きた。水没地内に共有地をつくり全国に1126人の共有者を組織したが、元の所有者が共有で提供した土地を返してくれとやってきた。経緯と意義を説明していたが、今回改めて文書で連絡が来た。土地共有者の個々の了解をとるように文書で回答した。この動きは建設省の策謀ではないかと思う。土地共有者の中に混乱を生もうとしているのではない

か。各地で共有地運動をしている所もあるが、そういうこともあり得るということ、ご参考にしていただければと思う。

### 2. 地元からの挨拶

#### 思川開発事業を考える流域の会

伊藤 心から歓迎します。流域の会は昨年9月に発足して丁度一年になる。一周年の記念集会にしようという意気込みで準備を進めてきた。

### 3. 一年間の経過報告 事務局

遠藤 資料集に基づき説明(内容は割愛)。

### 4. 各地からの報告

#### (資料集掲載分は割愛)

#### 新月ダム

#### 小野寺(新月ダム建設反対期成同盟会)

新月ダムは「休止ダム」になっているが、住民も委員になりえた見直し検討委員会がつくられた。第3回まで検討が進み結論は1999年の秋までとなっている。設定者は宮城県。なぜ見直しが必要かということをも県と市(気仙沼)から検討委員会が説明を受けている段階。検討委員会を横目に市議会の中から「小さいダムではどうだろう」という話が出ている。なぜ小さいダムなのかよくわからない。問い

質したところ「大きいダムは受け入れられそうにない。小さいダムならば検討委に受け入れてもらえそうだから」という単純な発想のようだ。規模は具体的に考えていないようである。是非は別として現計画にはそれなりの理屈がある。小さいダム計画では不明確。計画地にあった方々の存在を意に介さないものと受けとめられる。検討委員会の構成にも疑問がある。目下油断のならない状況ではある。

### 佐梨川ダム

#### 三橋（揚水発電問題全国ネットワーク）

新潟県は巨大な公共事業王国。佐梨川揚水発電ダムは調査工事であるが着々と進んでいる。今年は水源連や東水労などのご協力で百数十名の見学会や講演会があった。おかげで地元一般でダム問題への理解が深まった。これからも機会をみて一般への理解を広めていきたい。

### 渡良瀬遊水池

**高松（渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会）** 思川と同じ利根川流域で活動している。渡良瀬遊水池は33平方キロメートルと広大で鈎路湿原に次ぐヨシ原を持つ。日本湿地ネットワークの一員として来年(1999)のラムサール条約会議に向けビデオを作成中。

第二貯水池についてダム等審議委員会は“中断”という段階。中断の理由に第一貯水池の水質悪化の問題がある。この水質問題が改善しなければ審議継続はできない。もうひとつの理由として豊かな自然の存在がある。自然破壊に対する手当てはどうかという問題である。建設省側は第一貯水池の水質改善に対してヨシ原を使った浄化施設を造った。ヨシ原の中に汚れた水を導いて水をきれいにするという。実際には大変な結果になるということが段々判ってきた。汚れた水を繰り返し流せばヨシ原は確実にダメになる。水質浄化は徐々に効果がなくなることが明らかになった。会はこの浄化施設の中止を求め、現在第二期以降の浄化池の予算はついていない。さ

らに会では代替案として第二貯水池予定地を環境教育の場としようというエコミュージアム・プランを作成中。ダム審で中止という結論となるようにしたい。

### 長良川河口堰

**村瀬（長良川河口堰建設をやめさせる市民会議）** 河口堰によって生態系への甚大な影響が出ている。98年度から愛知県と三重県への給水が始まり起債への償還が始まっているが、その債務への金の出所がないので両県とも一般会計から出している。これは地方財政法に違反するのでこれを不当とする訴訟を起す準備を始めている。不当支出分を弁償せよというもの。こういうことで県知事を徹底的に締め上げる。全国でもやってもらいたい。どこかで勝訴すれば他の知事も震え上がり本省からの無理なお達しを断るようになるだろう。

### 徳山ダム

**近藤（徳山ダム建設中止を求める会）** 藤橋村でダムをめぐる金の不透明性に絡み村長のリコール署名が行われ島中村長は辞任し、村長選挙が行われたが島中氏が再選された。リコール署名をしたグループと連絡をとって活動はしている。

現地ではダム関連の仕事の一部は実際に地元にも回っており、これらの仕事や金は要らないよとは簡単にはいかない。ダムで栄えた村はないということは聞いている。しかしダム建設を中止にさせたら確かに豊かになるんだと言えるのかということ所で辛いところがある。理想のようなことは話してきても今日明日の何億円というお金、一人当たり何百万円となるお金がどうなるのかとなると物の言い様がない。本当の意味での村の活性化ということについて実際どう考えたらよいのか、どういふシステムを作り上げたらよいのかという議論をやっていかないと、ダムは村を潰すと解っていてもその麻薬に手を出してしまうことを止めさせられない。

土地収用法を適用して徳山ダム着工をする

ということで6月にその手続きとして公団が事業認定の申請を建設省に対して行った。これに対応して収容予定地の一部を提供する地権者が現れたため共有地を設定し118名の共有化をすることができた。

事業認定処分がでたら直ちに異議申し立てを行う。

徳山ダム関連でも岐阜県の一般会計からの負担金支出について地方財政法違反訴訟を起す準備を進めている。その他周辺状況について報告。

### 吉野川第十堰改築

#### 姫野（吉野川シンポジウム実行委員会）

ダム審でG Oサインが出て以降、流域では初めて阿波町で町議会が反対の決議を出した。吉野川では住民投票の署名活動を行っている。建設省の動きとしてはダム審の結論がでてから計画そのものが大きく変わった。利水と治水についていた予算が治水一本になった。特定多目的ダム法から通常の河川法の河川整備事業への大きな変更があった。建設省は河川整備計画の策定はずっとうやむやにしたままで環境アセスメントの前倒しということで予算を増やした。住民世論に対する政治判断ではないか。

建設現地の徳島市の住民世論であるが11月2日から住民投票条例の署名集めが拡がっている。この署名は受任者も署名者も有権者でなければならないという制限があるが、受任者が昨日現在8300人。向こう三軒両隣に一人の受任者がいる計算。署名簿は7万部作った。もし議会が否決すればリコールにもっていきけるだけの運動にしようとしている。街中で署名を呼びかけている状況。

住民の意見を聴くと建設省自ら言っている状況であるだけに住民投票が実現すれば大きな手だてとして改築計画そのものの変更という方向に持っていきたい。

### 川辺川ダム

原（清流球磨川川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会）市房ダムの写真。川辺川

ダムができればこのように鮎も球磨川下りもダメになる。

川辺川ダム利水事業裁判では、対象農家の同意書の内容点検をしてみると死亡している人の署名があるなど問題があることが明らかになった。裁判について、裁判官にいろいろと注文をつけている。農家は当初は促進側であったが現在反対に変わって裁判を起している。

流域全体の組織づくりをしてから住民投票にもっていききたい。

### 足羽川ダム

酒井（足羽川ダム全国地権者同盟）足羽川ダム審議会が出した答申は、足羽川にダムは必要、足羽川ダムの現計画は適当ではない、というもの。ダム審で2度勉強会を行った。ダム推進の勉強会では適当な学者がいないので工事事務所長が行った。ダムは必要ないという勉強会は嶋津先生と遠藤先生により詳細な資料とスライドを駆使して治水・利水共必要ないことが説明された。これにより委員会の方向が決まったと思う。答申の内容は建設大臣におもねたものとする。現地では足羽川ダム問題は終わったという空気がある。飲ぶべきか警戒すべきか判らない。福井市では財政難により水需要予測などが下方修正されている。

### 相模大堰

氏家（相模川キャンブインシンポジウム）1998年6月15日に相模大堰のゲートが降ろされた。ゲートが降ろされることに対抗する手段として湛水する中州にテントを張って座り込もうと考え実行した。しかし予定通りにゲートが下がってきた。カヌーでゲート下に入るなどして対抗した。マスコミが見ている間は事業者側も無理をしなかったが、マスコミが帰ってからは強行してきた。

先の円卓会議で相模大堰運用開始の必要がなかったことを追及したが、事業者側は説明できない状況であった。

神奈川県には相模川・桂川があるがこの川



について行政はしっかりと全体を考えているのか疑問である。

## 辰巳ダム

**杉浦（兼六園の辰巳用水をダムから守る会）** 共有地運動をしている。辰巳ダムは景観を壊すだけでなく350年前に作られた現在も使われている辰巳用水を壊す。

## インターナショナルリバーズネットワーク

**西田（IRN代理）** 3月14日を国際ダム反対デーにしようという呼びかけ。ダムに反対、ダムは要らないという意思表示をしようという行動。1999年は日曜日に当たるので行動に参加しようという団体は連絡してほしい。

<休憩>

## 5. 会計報告

**遠藤（事務局）** 内容は会計報告書に記載。繰越金が昨年度より若干減少。通信を出している団体・個人の数に対する会費納入の割合が少ない。財政的に一部の個人に支えられている面がある。この程度の繰越金では大きなことがあるといざという行動が起せない。

## 6. 質疑

**原** 苦田ダム問題の報告の中に異議申し立て断念についての記載がある。特定多目的ダム法では知事の意見に留まっている点が異なる。議会の議決が要件になっていない。計画変更は議会の議決が要件になっているのではなくあくまで知事の意見が要件になっているに過ぎないから行政不服審査法4条には該当しない。知事の意見に対する異議申し立ては出来ないが計画変更については異議を申し立てることに問題はない。弁護士の見解。川辺川では異議申し立てを行い建設省は受けとった。異議申し立てはできた。告示から60日以内という点も、知った日から60日以内、法律の条文通りの解釈で告示日から60日を越えて出した分もある。これも受付けている。熊本地裁の判決の一部を配布。基本計画の取

り消しを求めた訴訟は取り下げられた。よくない判決だ。計画では具体的な被害は起らない、争うなら具体的な被害の起る時点でやればいい、基本計画変更時点では争うことはできない、という建設省の言い分に則った判決である。この判決は下流では通用しないものである。

**矢山** 苦田ダムについて色々と相談をしてこれはダメかなと判断して止めたのだが、法律解釈云々の問題は抜きにしても、運動として法律の字句解釈に偏りすぎたと反省している。残念なことをした。法律の専門家を十分に活用しなければいけなかった。

**原** いまから異議申し立てをやる場合は、矢山さんたちが告示を知らないということは通用しないのでこれを行うことはできないが代理人になることはできる。県民では知らない人が殆どであるから、知らない人に教えて、それらの人々の代理人となればよい。

## 7. 今後の対応策について提案

事務局より資料集に沿って説明（別添参照）。

見直し機関について

事務局の機能について

河川整備計画について

財政面での公開質問状について

## 8. 論議

**村瀬** 矢作川河口堰などダムのいくつかが中止または休止、一時休止などになったのは市民運動による何らかの成果には違いないが、自治体の財政が火だるま状態になっているという事情もある。これは我々がつくべき敵の絶好の弱点であると捉えよう。

見直し機関をどういう方向にもっていくから5つ程の提案があるが受け取りにくい。先の国会で法政大学の五十嵐敬喜教授らが中心になって民主党その他有志議員が中心となって「公共事業コントロール法」を議員立法案として出して廃案になっているが、廃案になっているとはいえ再度練り直して出そうという動きもあるので、これとの整合性・協調性も

考えていきたい。5つある案の1または2の第三者機関案を中心として議員などと合せて協議にもっていただきたい。3の総務庁内の案は論外。4は我々が反対するのは環境問題だけではない。環境庁の権能をどうするかという論議の問題としておけばよい。5は機関の問題ではなく機能の問題である。河川整備計画のこととダム事業評価とのことについては異議はない。

公共事業暴走の歯止めとして我々市民運動や政治が今後の課題としてどんなことを考えていったらよいのか、1. 河川法の再改正、ダム等は水を使う県に下ろす、水公団は要らない。2. 公共事業の計画から決定までの手順を改める。3. 公共事業は基本的には費用対効果、経営の視点で成り立たなければならない、という基本原則をうちたてる。経営の採算だけではいえない性質の事業についてはメリットの評価の方法をいずれ法制化させる必要がある。4. 途中で打ち切ったり、完成はしたけれども使い物にならない事業について借金をどうするか、債権者（財投の場合は郵政省）・債務者（県）・国とが三方一両損とするような制度をつくらなければだめだ。補償金の返納については棒引きとするなど。5. 財投の廃止、郵貯・簡保の民営化など。資金は市場から商業ベースで調達する。6. 公務員制度の見直し。7. 国民投票・住民投票に市民権を与えるような法制化。

**杉浦** 事業として成り立つということは民営化しなさいということか。

**村瀬** 事業の性質によって何もかも国営でやる必要はない。民営化した方がよいものは民営化した方がよい。国営でやるにしても企業採算が合わなければいけない。ただ性質によっては公共福祉という面があり採算ばかり言えない点もあるが、採算以外に何を評価するか法律その他で決めなければいけない。

**酒井** ダム審議会は地元が反対でなければ100%推進に落ちる。そのような審議委員会では今後やっても何の意味も持たない。委員が

ダムについてイロハのイの字も知らない。

**近藤** 見直し機関の案がどのようなものであっても構成メンバーは力関係で決まってしまう。5の機能の問題は実は重要なのではないか。情報公開の徹底をまやかさなくどうさせていくのか。最終決着は住民投票をもっと簡単にできるように法律改正ができれば、住民投票で決着するのが原則なのではないか。このような機関が東京に設置されるのであれば反対する。それぞれの地域住民の目に触れるところでやってもらいたい。どんなに公正であったとしても。

**原** 地域に力をつけていく。住民投票や異議申し立てなど各地域で実現していく。ダム予定地の住民への補償金の問題をどう考えていったらよいのか。村づくりの問題、振興策の問題など。運動体としても考えていかなければならない。

**服部** 公共事業というのは私たちの出している税金であるということ、補償といっても我々の税金がなぜそちらに行ってしまうのか。自分たちの生活は自分たちで作り上げるという自力本願でいけないのか。

**嶋津** 例えば八ツ場ダム計画地では住民がずっと苦しめられてきている。本当は要らないダムであるが、その水利権の大部分は東京が引き受ける。東京は水余りで水は要らない。東京でもダム反対の運動をしなければならぬのだが、現地の住民の所に行くと「いまさら何に來た。來るのが2・30年遅いよ」と言われる。向こうの方々はずっと苦しめられてきた。何をしてもダム絡み。ダムが中止になったとしてもそういうことに対して何らかの精神的な慰謝料があっても然るべきであると思う。下流の責任として出すべきと考える。

**服部** 税金は平等に配分されるべき。一部の地域に偏るべきではない。

**近藤** 都市で集めた税金をそのまま都市に還元すればそれは本当に平等なのだろうか。都

市は山村や農村から収奪したきたという歴史的な部分を考慮しなければならない。

**高石** 木頭村から。どちらの意見も間違っていないとは思ふ。都会出身の国会議員が都会で集めた税金は都会で使えというのがこれは正しくないと思う。人材も資源も富もすべて上流から下流に流れてきている。そういうことを言っていたら共同社会は成り立たない。都会で明るく暖かい暮らしができるのは上流があるからだということを認識していただきたい。木頭村のことについて、ダム問題で勝ったのではないかと思われているようであるがそうではない。ダム審については県と村とで認識の食い違いがある。知事は流域全体の市町村を入れたいという考え方。これが公正な考え方であるとは信じたくない。委員の半分は村に選ばせよというのが木頭村の考え方。ダムによる公共事業に依存しなくてもいける村を作ろうと大きな柱を立てて第3セクターきとうむらを立ち上げたが経営面では苦しいところもある。赤字だが引くに引けない状態。心あるかたには支援をお願いしたい。

**村瀬** 河川法・河川整備計画への対応については大綱のものでよい。とりあえず決定しておき、どこまで具体的にできるか、もう少し縮小した会議を開いてつめた議論ができるように考えてほしい。見直し機関についてももう少し具体的に議論したい。水源連の参加団体ではなく少し裾野を拡げて連携しあった方がよい。小委員会などを設けて議論をつめてほしい。

**氏家** 流域協議会というものを作って建設省とも継続的に会議を持っているが、相模川に関していうと、基本計画はどうなっているのかと聞いてもまともな答えが返ってこない状態。ブラックボックスである。何がどこまで進んでいるのか分からない状況。はっきりさせることが必要。

**酒井** 近畿地建に要求資料リストを示して資料請求したが結局だめだった。ところが足羽川ダム審議委員会の委員長を通じて請求した

ら資料を入手できた。利用できる点は利用した方がよい。

**嶋津** 河川整備基本方針の策定に関して我々も何かしなければならぬ。この場で決めるのは難しい面もある。地域毎に具体的な面があるだろう。規模の小さい会議を開いて各地方で地建に対してどのように対応していくか相談して進めていきたい。

**遠藤** 2つの公開質問状について、個々の地域でできるかどうか。水源連として質問を作って建設省に出すというやり方もある。公共事業チェック機構を実現する議員の会の議員などと連携することも考えていきたい。

**矢山** 公開質問状について真剣に扱ってくれる国会の窓口を設定できないか。質問状を書くにもかなり専門的な知識が要る。回答が出てきた場合、それを国会の場で論議に乗せてもらわないとそこから先が進まない。質問状を出した後の処理の仕方が問題なのではないか。どういうことを公開させたらよいのかという知識がないとやれない。資料が欲しい場合、地検に直接要求しても出さないが、裁判所を通じて請求すると出してくる。情報公開を求める場合も同様。そういう場合に水源連事務局の知恵を貸していただきたい。

見直し機関について、徹底した情報公開させるという点が重要。特に地方について。口先だけでなく末端まで情報公開するよう指導するよう建設省に詰めるべきではないか。

**司会** 公開質問状については地建単位で団体に集まっていたら検討するということがかか。

**氏家** 水源連では積み重ねの資料があるので財団などから資金助成を得られるのではないか。

**高松** 思川開発はダム審ではなく再評価システムの対象に挙がっているものであるが、先程の報告によればとんでもないものである。今年(1998年)の12月までに結論を出すというもの。具体的に再評価の対象になるかどうかとも判らない。とんでもないシステムであ

る。緊急に何らかの対応、抗議をするなりが必要ではないか。水源連と思川の会とで詰めて何かの行動を起すようお願いしたい。

**遠藤** 建設省だけでなく農水省との関係もある。川辺川について土地改良事業についての再評価があった。

**原** 緊急シンポジウムを計画したが当局が出てこなかった。評価実施要領によると受益農家の意見を聴くことになっているが実際には行われていない。ダム審より酷い。ダム審が終わったいま総括的に批判すべきである。

**矢山** 河川法で河川整備計画を立てる際に住民の意見を聴くとある。流域住民連絡協議会というものを建設省が裏に回って作っているようだ。官製の流域住民連絡協議会を作っているのではないか。

**氏家** 建設省が作っているものではないが、環境庁が作ろうとしていたものは相模川でもあった。ローカルアジェンダ側で団体が先に連絡会を作ったために行政側のシナリオ通りには行かなかった。先手必勝。

**小野寺** 大川でも流域の官製の住民連絡協議会というものを作り公園を作ろうという動きがある。

**大木弁護士** 河川審議会に水源連その他地域住民の意見を聴けと求めているどうか。河川審議会が意見を聴いてはいけなとはなってい

ない。何年に一回の洪水に耐えられるかどうかは行政計画ではなくて法律で決めるべきであると思っている。予算が伴い地域住民に重要な影響を及ぼすものであるから国会でその都度決めるべきものであるというスタンスである。しかし現行法でどうするかを考えると、幸い河川審議会というものがあるからそこに住民の意見を乗せていく。河川審議会に問題があったとしても中には良識のある人もいるはず。河川審議会の個々の委員に対して意見を聴いてほしいという運動をしてはどうか。

**杉浦** 河川審議会の小委員会の中には市民運動に関っている人もいるので勉強会という形で関ってはどうか。

**服部** ネットワークでやった方がよい。みんなの力で住民の意志が反映するようにした方がよい。署名活動に力をいれることもよい。

## 9. まとめ

**遠藤** 本日提案された内容を検討して具体化していきたい。

紙面の都合で議案書や資料に記載の事項は大幅に割愛させていただきました。



今市市つたやホテルで深夜までの討議が

## 3月14日は「国際ダム反対行動デー」

あなたも世界中の数百もの草の根活動を行う団体が会する「川、水、生命のためにダムに反対する国際行動デー」に参加してみませんか？

去年も日本からいくつかの団体が参加してくれましたが、アメリカのNPO：国際河川ネットワーク(IRN)の呼びかけで、3月14日に世界中で一斉に「ダム反対」のアクションをしようというものです。

イベントの大小にかかわらず、とにかく参加して、「ダムはいらない」と意志表示することに意義があります。それを世界中で同じ日にやることによって、ダムで被害を受けている人たちやダム問題と闘っている人たちの絆を強め、マスメディアを通して、ダム問題を世界中にアピールするのです。どうぞご参加ください。また、国際河川ネットワーク(IRN)のホームページで、各団体(個人)の行動内容を紹介しますので、行動内容が決まったらご一報いただければ幸いです。電子メールを使える方で英語で送られる方は直接IRNにご連絡ください。

メールアドレス：

[aleta@irn.org](mailto:aleta@irn.org)(Aleta Brown)

ホームページ：

<http://www.irn.org>

また、日本語の場合は以下の宛先にご連絡をお願い致します。

西田陽子 tel&fax 096-329-0830  
e-mail:yokon@ab.mbn.or.jp

☆西田宛に送っていただく場合、  
\* できれば、会の名前だけでも英訳していただけると、大変助かります。

\* 例：「川辺川を守る県民の会」 =  
Citizens for Saving the Kawabe  
\* 英訳がない場合はこちらで勝手に訳させていただきますので、ご了承ください。

今年の3/14は日曜日ですので、是非楽しい、又は中身の濃い企画をたててください。

【問い合わせ】西田 陽子  
e-mail: [yokon@ab.mbn.or.jp](mailto:yokon@ab.mbn.or.jp)  
tel&fax 096-329-0830

# ダム等審議委員会の対象事業に対する

## H. 11年度政府予算（案）の一覧

ダム等審議委員会の対象事業に対するH. 11年度予算の一覧表を掲載します。資料作成もとは建設省河川局開発課です。電話調査の結果、最右欄の実施内容はその予算内訳の中で一番金額がかさんでいるものが掲載されています。川辺川ダム

の場合、本体工事費の一部と漁業補償費（全部か一部かは不明）も含まれています。

第十堰の平成11年度予算が、不明になっています。これは予算項目が「河川改修事業費」に変わり他の河川と一括計上のため具体的な金額は不明です。

事業名,	平成10年度 (当初)	平成11年度	平成11年度実施内容
沙流川総合開発	2.0億円	4.8億円	調査
小川原湖総合開発	4.6億円	14.0億円	橋梁工事等
成瀬ダム	3.0億円	5.0億円	調査
渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）	0.2億円	0.2億円	調査
宇奈月ダム	120.0億円	104.0億円	本体付属設備工事等
矢作川河口堰	3.5億円	0.0億円	
足羽川ダム	3.0億円	3.0億円	調査
紀伊丹生川ダム	2.0億円	2.0億円	調査
苦田ダム	121.0億円	121.0億円	本体工事等
高梁川総合開発	1.0億円	2.5億円	調査
第十堰	7.0億円	不明	
細川内ダム	0.0億円	0.0億円	
川辺川ダム	96.0億円	151.0億円	付替道路工事等
徳山ダム	110.0億円	143.0億円	本体工事等

矢作川河口堰は休止ダム扱い、細川内ダムは一時休止扱いになっているので、来年度の予算はゼロ円になっています。私たちは、これまでこれらの事業の問題点を指摘し、計画を白紙撤回することを求めてきました。

矢作川河口堰と細川内ダムを除けば、巨

額な予算が貼り付けられています。私たちからの異議を全く無視したこのような予算措置に対し、その不当性を追及するよう世論の喚起を促すと同時に、予算貼り付けを撤回させる運動を強化しようではありませんか。

【以下は、12月8日に行った建設大臣への申し入れ書です。】

1998年12月8日

建設大臣

関谷勝嗣様

水源開発問題全国連絡会

代表 矢山有作

## 公共事業再評価システムへの申し入れ

現在、各地方建設局と各都道府県等においてダム建設など、建設省関連公共事業の再評価を行う作業が行われています。しかし、その実態は、下記のとおり、再評価という名には全く値せず、ただ事業を追認するだけのものでもありますので、この再評価システムの欺瞞性に対して強く抗議するとともに、その作業を直ちに中止することを求めます。

### 記

再評価システムとは、建設省関係では、ダム建設、河川事業等の13種類の事業のうち、採択後5年経過して未着工の事業などを対象として、翌年度の予算要求時に再評価を行うというものであるが、その手順は次のとおり、きわめて形式的なものである。

(1) 各地方建設局が各事業についてダム総点検時と同様の簡単な評価表（事務局案）を作成する。（各都道府県の場合もほぼ同じ手順を踏む）

(2) 各地方建設局の中に設置された事業評価監視委員会が対象事業の評価表を見て、事業の一部を抽出し、1～2回程度の審議を行い、意見を述べる。

(3) 各地方建設局が(2)を踏まえて対応方針案を作成し、建設省本省がそれに基づいて、対応方針（再評価の結果）を決定する。

この手順をみれば、明らかなように、再評価システムは事業の見直しに必要な基本条件が欠如している。

第一に、客観性を確保するために必要な第三者による検討が全く形だけのものになっている。事業評価監視委員会では検討するといっても、わずか1～2回程度の会議で数多くの事業について議論するのであるから、

まともな審議が行われるはずがない。例えば、中部地方建設局の事業評価監視委員会の場合、ダム建設8事業を10月27日の会議でまとめて審議し、全事業継続の答申を出した。他の地方建設局や各都道府県の事業評価監視委員会も同様である。

第二に、見直しに不可欠な要素である公開性の原則が全く無視されている。事業評価監視委員会の審議はほとんど非公開で、国民はその会議がいつ開かれるかを知ることができず、審議の結果のみが発表されるだけである。

第三に、再評価システムは結局のところ、事業者自らが評価を行うものであって、事業者の意思に反する結果が決して出ることがない仕組みになっている。事業者の自己採点にすぎないのに、あたかも第三者による評価を得たような装いを施している。

以上のとおり、見直しに全く値しないものを公共事業の再評価システムと称するのは国民を愚弄するものである。

本来の再評価は、事業者とは全く別の、事業者が関与することのできない第三者機関の手で行われなければならない。そして、第三者機関の委員は公明正大に人選され、更に、その審議は全面公開のもとに行い、且つ、異議申立て者と事業者との間の十分な討議を保証するものでなければならない。

建設省は、欺瞞に満ちた再評価システムの作業を直ちに中止し、ダム建設等の公共事業に対する見直しを真の第三者機関の手に委ねるべきである。

なお、この申し入れに対する貴職の御見解をいただきたく思います。下記連絡先まで、お知らせください。

# ダム事業再評価に関する要請書

1998年12月5日

思川開発事業を考える流域の会  
代表 藤原 信

建設省関東地方建設局  
事業評価委員会委員長様

思川開発事業については、建設省所管公共事業の再評価実施要領に基づき、本年度、再評価を実施する対象事業になっていると聞いています、この件に関しては、本年10月9日の衆議院建設委員会において、小林守議員が詳しく質問をしています。それによると、事業再評価委員会のメンバーに地方公共団体の長ではなく、水没住民など現地の関係者を入れる旨を建設大臣が答弁されています。

地元の関係者には、水没地域の住民はもとより、移転を迫られるダム直下の住民、取水される側の今市市民・各河川の漁業関係者が当然含まれ、さらにはこの事業に係る事業費を税金、水道料金などの形で負担することになる流域住民すべて地元関係者であると考えます。

それなのに今だに、どの関係者のところにも委員会のメンバーに入るようにとの連絡がなく、また意見を述べよとの連絡もありません。12月中には事業評価監視委員会での結論が出るとの噂も耳にしていますが、建設委員会における小林守議員の質問に対する建設大臣の御答弁の内容は反古にされたのでしょうか。思川開発事業を考える流域の会では、思川開発事業に関して、事業評価監視委員会において意見を述べさせていただきたいと考えています。その理由は、以下に示すように、この事業には沢山の問題点があるからです。

① 地元は南摩ダム建設に絶対反対一取水される今市市民は計画が決定されて以来30年以上にわたって一貫してこの事業に反対してきた。1969年7月の今

市市議会臨時議会では反対決議を出し、97年6月には再度、「思川開発事業計画の中止も含めた見直し」を求め、内閣総理大臣、建設大臣、環境庁長官及び栃木県知事宛の意見書提出を決議している。

また、南摩ダム建設により約80戸が水没する鹿沼市上南摩地区の住民は、あまりに長期にわたる反対運動に疲れはてた結果、用地補償調査のための立ち入りだけは認めたが、ダム建設を認めたわけではないまた室瀬地区の11戸は97年2月になって、はじめて立ち退き要請を受けたが、あくまでダム建設反対の意志表示を変えていない。

② 水収支が成り立たない一建設省が公開した関係河川の流量データを用いて南摩ダム、行川ダムの運用シミュレーションを行ったところ、ダムに水が貯まらない期間が長期にわたるという結果が出ている。

③ 下流域での水需要予測が過大一今後の工業別水の需要見直し、人口減を考えると、この事業の必要性は極めてうすいと考えられる。また、栃木県南部地域の地盤沈下対策のため、地下水の代替水源として南摩ダムの水が必要であると言われていたが、現在までに地下水汲み上げ規制も行われておらず、地盤沈下の実被害も存在していない。

④ 行川ダム建設予定地の地盤に問題あり一この地域は1949年に大規模な山崩れを伴って発生した今市地震の震源地であり、基礎岩盤の脆弱さが指摘されているが、ポーリング、透水性試験などの地盤調査がおこなわれていない。



以上の他にもこの事業にかかわる問題点は多々あります。従いまして思川開発を考える流域の会では、建設大臣の答弁の趣旨をふまえ、できるだけ早い時期にこの事業に関して意見を述べる機会を与えてくださいますようお願いいたします。

## ダム事業評価に関する公開質問書

建設大臣  
関谷 勝嗣 様

思川開発事業については、建設省所管公共事業の再評価実施要領に基づき、関東地方建設局の事業評価委員会において、98年12月に再評価が実施され「継続」の結論が出されたと聞いています。このことに関して、公開質問書を提出いたしますので誠意をもってご回答くださるようお願いいたします。

思川開発事業の再評価に関しては、98年10月9日の衆議院建設委員会において、小林守議員が詳しく質問をしておりますが、議事録によれば、「事業再評価委員会のメンバーには、地方公共団体の長ではなく水没住民など現地の方を必ず入れる」旨を建設大臣が答弁されています。地元の関係者には、水没地域の住民はもとより移転を迫られるダム直下の住民、取水される側の今市市民、各河川の漁業関係者が当然含まれ、さらにはこの事業に係る事業費を税金、水道料金などの形で負担する事になる流域住民もすべて地元関係者であると考えます。

しかしながら、どの関係者のところにも委員会のメンバーに入るようにとの連絡がなく、また意見を述べよとの連絡もないまま、事業評価委員会で「継続」の結論が出されたことは、建設委員会における小林守議員の質問に対する建設大臣のご答弁に著しく反するもの

なお、この要請書に関するご連絡は下記へお願いいたします。

思川開発事業を考える流域の会事務局  
栃木県小山中城東2-10-22 FAX  
02851-22-5608 TEL 0285-23-8505 (夜間)

1999年1月11日  
思川開発を考える流域の会  
代表 藤原 信

であり、国会答弁をないがしろにするものではないでしょうか。関谷建設大臣は、いかがお考えですか。

思川開発事業を考える流域の会では、この事業を継続するにはあまりにも多くの問題点があると考えます。そのため事業評価監視委員会において意見を述べさせていただきたいと考え、以下の三点につきお尋ねします。

質問1 関東地方建設局の事業評価監視委員会が建節大臣の委員会答弁を無視し、委員会メンバーに地元関係者を加えなかったのはなぜですか。

質問2 関東地方建設局の事業評価監視委員会が、水没地区の住民など地元関係者からの意見聴取を行わなかったのはなぜですか。

質問3 建設委員会における大臣答弁をふまえ、思川開発事業については地元関係者をメンバーに加え、事業評価監視委員会をやりなおすおつもりはありますか。

なお、回答は、文書で1月30日まで下記へいただければ幸いです。

( 略 )

# 水源連総会と思川開発事業 報告書にかえて

「思川開発事業を考える流域の会」事務局 伊藤武晴

第五回「水源連総会」は、去る11月14日、15日の両日、「思川開発事業」と呼ばれる水資源開発が進行中の栃木県鹿沼市一今市市で開催されました。思川開発は、渡良瀬遊水池で渡良瀬川に合流する思川上流の行川・黒川・大芦川・南摩川、と鬼怒川水系の大谷川の5本の川に、3つのダム（行川ダム・東大芦川ダム・南摩ダム）と3つの取水堰を建設し、20キロメートルの導水トンネルで結び、そしてこれらの各施設を一体的に運用することによって、流域（利根川を含む）の洪水調節、渇水時の河川維持用水の確保、同時に灌漑用水のほか毎73トン（東大芦ダム共）の都市用水のための「新規水利権」を作り出すというものです。

## 現地見学（一日目）

総会に先だって実施した現地見学会には、50名以上が参加し、マイクロバスと乗用車に分乗して集合地を出発。最初、事業の中核的存在である鹿沼市内の、南摩ダム」建設予定地で現地説明。堤高105メートルのロックフィルダムで、有効貯水総量一億トン、各川から取水された水は導水トンネルで全て、ここに貯水されます。見学者の中から、川の水はチョロチョロでもダムサイトに最適な地形をしている、と建設省の眼力に感心する声しきり。



水源連だより 1999年1月28日

ついで、大芦川（上流の東大芦川に栃木県事業で、有効貯水量900万トンのダムが造られる）・黒川の流れを車窓に見ながら今市へ、途中1949年の今市地震で山崩れを起こした金沢山へ回り、当時の用水について地元のメンバーから話を聞き、行川ダム建設予定地へ。

行川ダムは、堤高52メートル、有効貯水量450万トンのロックフィルダム。ダムサイトは上・中・下3案が検討されていますが、この一帯は今市地震で山崩れが多発した真っ只中に位置します。またダムが地震を誘発する可能性があることなどからも問題です。このダムは構想段階で一度計画された。ものの、地質調査の結果見送られました。それが平成6年の実施方針に再び盛り込まれたものです。これは大谷川からの取水を地元の反対運動によって減らされたので、その穴埋めに再浮上したのではと見られています。地形的にも平坦で浅く、いかにも効率の悪そうな谷底に計画されています。

3番目の見学地は大谷川取水予定地です。大谷川の水のほとんどは上流3カ所の発電所で使用されていますが、最後の発電所から本流に戻される水路（油川）に取水口を設置する計画です。油川には常に毎秒7～9トンの清流が流れていて、大谷川取水とといいながら実際は油川の清流で取水量を全て賄える仕掛けは、何か釈然としません。強行スケジュールで反省点は残りましたが、予定の時刻には今市に到着できて、現地見学会は無事終わりました。

## 水源連総会（一日目）

第五回水源開発問題全国連絡会総会

は、今市のホテルつたやで夜七時から始まり、全国各地から50名を越える会員と「思川開発事業を考える流域の会」（以下「流域の会」）、南摩ダム建設に絶対反対を貫いている唯一の地元住民団体「南摩ダム建設絶対反対室瀬協議会」から代表数名、地元住民、日弁連有志、国会議員秘書、マスコミ関係者など総勢70人が参加しました。事務局からの一年間の活動報告に続いて、行政主導の施策展開への対応策が提起され、さらに各地からの活動報告と、深夜まで活発な討論がなされました。

代表挨拶や各地の報告は、ダム等事業審議委員会・ダム事業総点検の欺瞞性や不当性を暴く戦いであった事を強く反映していて一部で、積極的活動が好ましい成果や新たな展開を生みつつみるものの、他方では、相変わらず住民の意見を全く無視した答申を出させるなど「事業ありき」の建設行政が続いている状況が明らかにされました。今後へ向けての対応策では、建設省はダム事業について、これまで、審議委員会・総点検・再評価システムの三つの方式で「見直し」をして来たが、一方では河川整備計画の策定作業を進めており、これまでに行った各機関での見直しの結果、評価は全て、新法の「整備方針」と「整備計画」の中に集約して行くとしていることから、こうした状況に対する緊急かつ積極的対応が必要であるとの見解が強調されました。

## 思川開発問題全国集会

(二日目)

集会は総会に参加したメンバーの他、東大芦川ダム建設に反対する地元漁協の代表・地元の市民・地元選出の国会議員・市議会議員など、100

名が参加しました。

「思川開発事業」は、「利根川水系総合水資源開発」の一環として1962年に基本計画が閣議決定された後、大幅な計画変更をして1994（平成6）年事業実施方針が建設大臣から水資源開発公団に指示されて、現在「南摩ダム」建設で水没が予定されている地域の、補償のための調査や測量作業が進んでいます。

### 第一部 現地報告

これに対し福井県足羽ダム・徳島県細川内ダムの反対運動に取り組んでいる二団体から、貴重な体験談や経験にもとづく数々の具体的戦術が披露され、他の参加者からの提案も交わり、活発な意見交換に発展し、思川開発問題に関わる人々にとって、大変示唆に富んだものでした。

### 第二部 シンポジウム

「流域の会」のメンバーと「南摩ダム建設絶対反対室瀬協議会」代表など四名がパネラーになり、思川開発の問題点を次のように提起しました。

- ◆ダム造りは自然の摂理に反し時代遅れで無駄な公共事業である。
- ◆過大な水需要予測に基づく計画で、必要性の無い事業である
- ◆ダムに計画通り水が溜まらないなど水収支に疑問がある。
- ◆環境アセスメントは不十分かつずさん



で、取り返しのつかない数々の環境破壊をもたらす。

◆ダムは地域の人々の心を傷つけコミュニティを破壊する

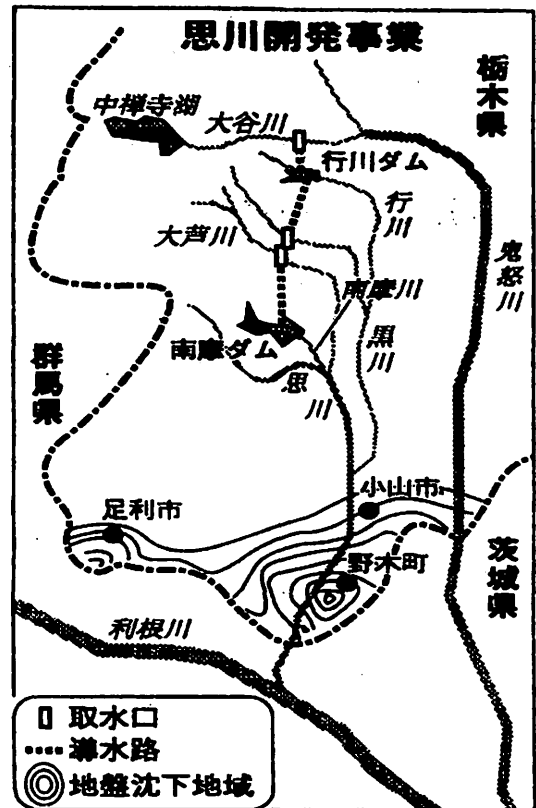
◆総合的な費用対効果が明らかにされていない。

◆他思川開発事業は、計画構想以来長い年月が経過する中で、社会状況が大きく変化し、事業目的がほとんど消滅しています。

南摩ダム建設で移転を迫られている室瀬協議会の広岡会長は、水没地域が容認に傾いた現実を踏まえながらも、これからも反対の姿勢を貫く決意を表明しました。

また東大芦川ダムに反対する、地元の西大芦漁協の石原会長は、水没地域では、「補償調査には同意したもののダム建設を認めたわけではない」との声も少なくない状況が話されました。そして大芦川を訪れる釣り人へのダムの是非を問うアンケートを実施して、活動の足場を広げたいと力が入りました。

思川開発事業は、その実態と問題点が明らかになるにつれて、直接の関係者の中からの反対の声が、表面化しつつあります。会場からも積極的な質問や意見が出されて、白熱した討論が展開されました。



思川開発事業の概要と経過

### 概要

思川開発事業は、利根川水系渡良瀬川左支川思川上流部南摩川（栃木県鹿沼市上南摩町）に南摩ダムを、同支川上流部行川（栃木県今市市千本木地先）に行川ダムを建設するとともに、大谷川と黒川に取水・放流施設を、大芦川に取水施設を建設して、大谷川、行川、黒川、大芦川、南摩川の5河川を導水トンネルで連結するものです。

日光国立公園の中禅寺湖を源とする、比較的水量の豊富な大谷川の水を安定的に利用したいが、大谷川にはダム建設適地がないため、南摩川にダム建設適地を求めたもので、大谷川から南摩ダムに水を運ぶ途中に、間にある河川からも取水してしまおうというのが、この計画の基本的な考え方です。

# この間の各地の動きから

## 近藤正尚氏の 死を悼みつつ 徳山ダム強制収用 反対集会開催

98年12月13日大垣市で事故により急逝された近藤正尚氏の追悼と、徳山ダム強制収用に反対する集会が行われました。

第一部は全国から駆けつけた人達から、平家琵琶伝承者、そして徳山ダム反対運動の中心的な役割など故人をしのぶ挨拶が送られました。第2部では、予想される徳山ダムの事業認定に対する取り消し訴訟、そして住民監査請求に続く住民訴訟の方向などが提起され、今後の近藤氏の遺志を継ぎ運動を前進させることが確認されました。水源連事務局からも2名が参加しました。

その後、建設省は12月24日事業認定を行ない「徳山ダム建設中止を求める会」は、30日抗議文を送るとともに、2つの裁判闘争の準備を進めています。



近藤正尚さん追悼・徳山ダム強制収用反対集会

## 徳山ダム 「需要のないのに負担金 違法」 反対派、県に監査請求

岐阜県藤橋村に水資源開発公団が建設を進めている徳山ダムに反対している市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)のメンバー三十一人が六日、工業用水の需要がないのに、県が回収の見込みがない負担金を公団

還を知りたす求め、今後の支出差し止めを求める住民監査請求をした。請求が認められなければ、住民訴訟を起す方針。

水を供給でき、そのうち岐阜県は上水毎秒一・五秒、工業用水毎秒三・五秒の水

利権を持っている。ダムの総事業費は二千五百四十億円(一九八五年年度)。うち、岐阜県は工業用水の負担金として約二百八十億円を支払う必要があり、建設省が公団の実施計画を認可した七六年以降、毎年度支払ってきた。その累計は、昨年度までで八十四億四千二百七十四万円。今年度は当初で六億二千三百三十七万円が予算化され、半分程度が執行されたという。

同ダムは本体の着工に必要な共有地の買収交渉が難航したため、昨年六月、公団が建設省に対し、土地収用ができるように求める事業認定を申請、同省が昨年十二月二十四日、事業認定した。

この決定に対し、メンバーらは同三十日に「ダムを建設しても水需要がなく公共性がない。自然環境も破壊する」となど、異議申立書を同省に送付した。

「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)のメンバーらが六日、岐阜県庁で記者会見し、昨年十二月末に建設省が示した同ダムの事業認定の取り消しを求める訴訟を三月に岐阜地裁に起す方針を明らかにした。

認定取り消し  
求めて提訴へ  
反対派方針

「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)のメンバーらが六日、岐阜県庁で記者会見し、昨年十二月末に建設省が示した同ダムの事業認定の取り消しを求める訴訟を三月に岐阜地裁に起す方針を明らかにした。

同ダムは本体の着工に必要な共有地の買収交渉が難航したため、昨年六月、公団が建設省に対し、土地収用ができるように求める事業認定を申請、同省が昨年十二月二十四日、事業認定した。

そのまま下流まで流れてしま  
う。ダムは統合管理もできな  
いことは目に見えている。

塚本昭司(球磨川漁協理事)

組合員でダムのメリット、  
デメリットを検討したところ、  
出された意見はすべてデメリット。組合は全面的に反  
対だ。球磨川を生かすため、  
これからもアユで地域に貢献  
していきたい。

菅直人(民主党代表)

三十二年の経緯があるが、  
役所は一度決めたことは絶対  
にやめない。そのうち計画通  
りにできる...というやりかた  
だ。本当に必要なやらべき  
だが、不必要と分かれれば勇気  
を持ってやめるべき。公共事  
業を途中でやめる影響の大き  
さを恐れて、そのまま継続す  
るのはおかしい。もしやめる  
ことになったら、基金などを  
つくって中止に伴う補償をす



ダムサイトの断面図を使って地質の脆弱さを説く松本氏

ればよい。川辺川ダムは、も  
う一度真剣に議論して見直す  
必要がある。

中島武敏(衆議院、共産党)  
対象農家の半数が裁判を起こ  
していることから、すでに  
利水事業の根柢は崩れてい  
る。ダムを造ってはいけない  
ところに造るのも悪い。中止  
になった場合、補償のために  
私も力を尽くす。税金を無駄  
にしないよう、二十一世紀は



建設省、水没者代表、利水受益者も出席

自然環境を守り、福祉の充実  
を図るべきだ。

今井澄(参議院、民主党)  
ダムを造ってしまったら川が  
死んでしまうことは誰もが分  
かっている。四十年も経って  
同じことを言うのはウソがあ  
るということ。金科玉条なら  
何をやってもいいということ  
ではない。つまり、官僚のシ  
ステムが日本をだめにしてい  
る。

## 2回目のシンポジウムに200人 川辺川ダム事業の問題点を検証

菅直人民主党代表が「川辺  
川ダム建設事業は見直しが必要」と強調した十七日のシン  
ポジウムに次いで、十九日は  
人吉市でも「公共事業のあり  
方を問う川辺川ダム問題シン  
ポジウム」が開かれた。

清流球磨川・川辺川を未来  
へ手渡す流域郡市民の会など  
でつくる実行委員会が主催し  
たもので、会場のサンパレス  
平安閣には約二百人が詰めか  
けた。(写真)

### 川辺川ダム関連事業 予算要求に満額回答

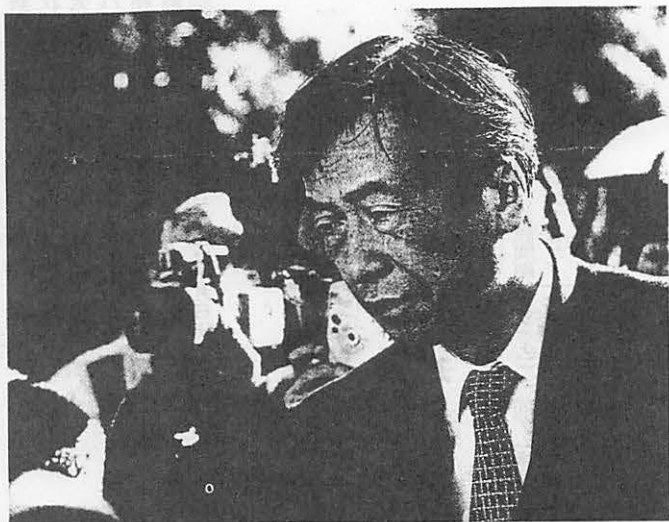
川辺川ダム関連事業の見直  
しを求める市民団体主催のシ  
ンポジウムが相次いで開かれ  
た数日後の二十一日、平成十  
一年度予算の大蔵原案が内示  
され、要求通り川辺川ダムに  
百五十一億円、国営川辺川総  
合土地改良事業に十億円の回  
答があった。



川辺川ダムの建設省  
は、球磨川漁協の同意を  
得て、来年度中には本体  
工事に着手したい考え。  
また、川辺川総合土地改  
良の農水省は、農業情勢  
に変化はないとして、現  
行計画どおり、幹線水路  
の工事用道路整備から始  
める予定。

# 「中止する影響を恐れて 継続するのはおかしい」

## 菅直人民主党代表らが川辺川ダム予定地を視察



ダム建設予定地で地質の説明を受ける菅代表

民主党の菅直人代表が十二月十七日、初めて人吉球磨を訪れ、「川辺川ダム事業を含めた国の公共事業は、本当に必要なかどうかもう一度議論すべき」と強調した。

菅代表はこの日の午後、川辺川ダム問題を視察するため、超党派の国会議員でつくる「公共事業チェックを実現する議員の会」のメンバーら四人とともに、空路、鹿児島から人吉入り。

人吉城内をはじめ、相良村

の六角水路、茶園、四浦藤田のダム建設予定地、水没する五木村頭地と代替地を視察。東京からはSPが同行し、熊本県警本部と人吉警察署合わせて二十人の私服警察官が警備にあたる物々しさのなか、それぞれの現地で農家や専門家から説明を受けた。

このあと、川辺川の会、清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会が主催するシンポジウムに出席。建設省川辺川工事事務所、五木村

の水没者代表、川辺川利水事業推進派も同席し、ダム建設の問題点について意見を交換した。

会場の相良村総合体育館研修室には、ダム建設に反対する市民団体と、推進派の利水受益農家合わせて約二百五十人が集結、パネリストの意見に耳を集中させた。

コーディネーターは、公共事業チェックを求めるNGOの会代表の天野礼子さん。

石井紘基（参議院、民主党）

いま、自然環境を最も大切にしなければならぬことは誰もが分かっている。日本には大きなダムが二千六百余あるが、ダムはどの川の間境も台無しにしている。ダムはムダなのだ。ダムを造れば将来の環境も失うことになる。

金尾健司（建設省川辺川工事事務所長）

外国ではダム建設を見直しているところもあるが、日本とは自然条件も地形も違う。昭和四十年の水害は市房ダムがなかったら、被害はもっと大きかったと思われる。川辺川ダムも下流を水害から守るために必要だ。

照山哲榮（川辺川ダム対策同盟会会長）

ダム計画から三十二年。いまだダムにはほんろうされてい

る。当時は村も強く反対し訴訟まで起こした。和解した後になって大きな反対運動が起こった。（水没者の一人として）悲しくてしょうがない。村のために早くダムを造つてもらい、新しい生活を始めた

い。

桑原毅紀（川辺川総合土地改良区副理事長）

農地に水がいらぬという農家は少ない。農地を潤すばかりでなく、茶園などの防霜にも使える。子どもたちに夢のある農業を引き継いでもらうためにも、一日も早く川辺川から水を引くことが必要。

梅山究（水利事業訴訟原告団長）

利水事業は法にかなっていない。受益農家の承諾署名に亡くなっている人の名前が書かれており、ハンコまで押してあることが分かった。農水省はプライバシーを盾にその資料を見せてくれない。法を破っていることは明らかだ。農地に水が必要なのは我々

にも分かっている。しかし、三百六十五日水はいらない。松本幡郎（地質学、元熊本大学教授）

ダムサイト予定地周辺の地質は脆弱（ぜいじやく）で、ダムの完成後は地滑りや崩落の可能性も十分にある。ダムサイトは検討すべき。

重松隆敏（手渡す会事務局長）

昭和四十年七月三日の大水害のとき、人吉市の最高水位は建設省の資料に五・〇メートルとあるが、私の調査では六・七〇メートル。水害の原因はダムの放流ではないとされているが、一時間あまりで一挙に約二メートルも上昇したのは、支流からの流入量だけが原因とは考えにくい。川辺川ダムの容量は市房ダムの約三倍。非常用の水門は毎秒五一六〇トンを放流することができ。市房ダムの比ではない。

原豊典（球磨川からすべてのダムを無くす会代表）

球磨川は支流が多いため、濁り水もいくらか薄められるが、川辺川はほとんど支流がない。したがって一度濁れば

98.12.18

# ダムの問題点問う

能日 あす「川辺川」でシンポ 人吉市

川辺川ダム建設計画の見直しを求めている市民団体が十九日、「公共事業のあり方を問う川辺川ダム問題シンポジウム」を入吉市で開く。「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会」などによる同シンポジウム実行委（緒方俊一郎委員長）主催。

川辺川利水訴訟の板井優弁護士が現状報告をした後、熊本県立大生活科学部教授の中島照八郎、水源開発問題全国連絡会事務局の遠藤保男、同訴訟弁護団の森徳和、同訴訟原告団長の

梅山究の四氏がパネル討論する。ダムで水没予定の球磨郡五木村をはじめ事業対象地域の再生策、公共事業の再評価の在り方などを提起する予定。

超党派の国会議員でつくる「公共事業チェックを實現する議員の会」事務局長の佐藤謙一郎衆院議員（民主）も現地視察の後、参加する。

実行委は「農水省が計画通り進めるとした利水事業の再評価の欺まん性、ダム事業そのもの問題点を明らかにしたい」としている。シンポジウムは十九日午後二時半から、入吉市のサンパレス平安閣で。参加費は五百円（資料代含む）。問い合わせは実行委の林田さん ☎0966(24) 4844。

## 菅代表 事業中止にも補償を

### 分.12.18

## 川辺川ダム予定地を視察

民主党の菅直人代表は十九日、川辺川ダム建設問題で球磨郡相良村のダムサイト予定地などを初めて視

察、引き続き開かれたシンポジウムで、同ダム事業をめぐり、菅代表は同日午後、超党派の国会議員でつくる「川辺川ダム建設予定地や五木村の頭地代替地など五カ所を視察した。



川辺川ダムの建設予定地を視察に訪れ、説明を受ける菅直人・民主党代表（左から二人目）ら

この後、ダム事業に反対する市民団体主催のシンポジウムに参加。建設省や推進を求める地元住民も出席して、ダム建設の問題点などについて意見交換した。

川辺川ダム対策同盟会の照山哲栄会長「五木村が三十二年間ダムにほんろうされてきた。早くダムを造ってもらい新しい生活を

始めたい」と訴えた。これらの意見を受けて、菅代表は「大型公共事業では、よく同じような話を聞く。公共事業を途中でやめてしまふ影響の大きさを恐れ、継続するのはおかしい」と指摘。「事業をやめる際にも、例えば基金を設置して中止に伴う補償をすればいい」と強調した。

ダムサイト予定地の視察では松本幅郎元熊本大教授が、建設省のデータを使って作製した予定地の断面図を示し「周辺の地質はぜい弱で、ダム完成後は地滑りやダム堤体の崩落が予想される」と解説した。

また、相良村の利水事業予定地の茶畑では、近くの酪農家の男性までが「水は足りている。事業に参加しない自由が欲しい」と利水事業に反対する理由を訴えた。



# 市民が決めよう

## 署名活動スタート

### 市民団体 住民投票実現誓う

石造りの第十一堰か「コンクリートの可動堰か」。建設省の吉野川可動堰計画に市民が判断を下そうと、市民団体「第十堰住民投票の会」が徳島市に住民投票の条例制定を直接請求するために呼びかけている署名運動が二日、一月月間のスタートを切った。「反対署名ではありません。吉野川の未来を市民が決めるための署名です」と同会のメンバーらは市役所前や市街地で訴え、賛同する市民らは「疑問があるまま計画が進むのはおかしい」と呼んで署名簿にペンを走らせた。

同会の約六十人は一日深夜、徳島市秋田町の繁華街に集まり、日付が変わる時刻をカウントダウン。ギタなどの演奏に合わせて手

作りのテーマソングを歌った後、乾杯して住民投票の実現を誓い合った。二日午前八時半、同市役所前の掲示板に条例制定を

請求する代表者証明の公示文が張り出されると、同会は署名運動を開始。姫野雅義代表世話人が「主役は市民。すべての人に署名の機

会があるように一月月間、頑張りましょう」とあいさつし、署名簿を持った会員ら約三十人が、来庁者に署名を呼びかけた。

同市に住む母親が署名した東京都の主婦橋奈々美さん(50)は「東京の川が汚れていくのを見てきた。新聞で計画を知ったが、絶対反対。自然を残す方法があるはずだ」と指摘した。

一方、洪水被害を受けた経験から昨年三月、市議会に防止策を陳情した同市心神町の農業清水昭雄さん(60)は「住民の声をくんで市議会が第十堰改築を促す意見書を可決しているのに住民投票は矛盾している」と話し、署名しない意向。



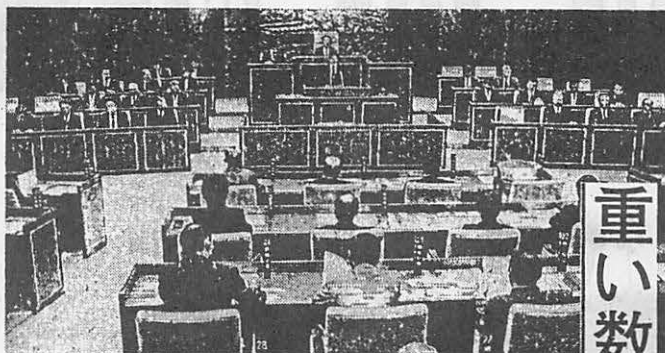
また、洪水で家財を失い、苦労したことがある同市川内町の主婦も署名したことに決めた。「審議委員会で討論した意味がなくなる。周辺住民や専門家の意見を踏まえたうえで出された結論に、洪水の怖さを知らない若い世代が意見するのはおかしい」と話した。

「理解得る」努力する 徳島市長  
署名活動が始まったことを受けて、これまで「住民投票は必要ない」と話していた小池正勝市長は「条例については先般申し上げたとおり。引き続き関係住民の皆さんと話し合いをしながら(可動堰建設の)理解を得るべく努力する」とのコメントを発表。また、住民投票に否定的な発言を繰り返してきた田藤寿穂知事は県庁の定例会見で署名活動のスタートについて聞かれ、「再三申し上げているとおりだ」と話した。

「第十堰住民投票の会」の呼びかけに応じて、署名する市民ら(徳島市役所前)

投票は必要ない」と話していた小池正勝市長は「条例については先般申し上げたとおり。引き続き関係住民の皆さんと話し合いをしながら(可動堰建設の)理解を得るべく努力する」とのコメントを発表。また、住民投票に否定的な発言を繰り返してきた田藤寿穂知事は県庁の定例会見で署名活動のスタートについて聞かれ、「再三申し上げているとおりだ」と話した。

川瀬吉  
那煥河



有権者の半数を上回る署名を市議会はとう受け止めるか。来年早々にも開かれる臨時議会に注目が集まる

# 重い数字／十分に精査／立場変わらぬ

## 改選前に慎重姿勢

徳島市選挙管理委員会に七日提出された吉野川第十堰（せき）可動堰化計画の是非を問う住民投票を求める署名数が、同市有権者の過半数を上回る十一万九千人分にも上ったことは、来年早々にも臨時議会を開いて条例制定について審議する徳島市議の間にもさまざまな影響を及ぼしている。同市議会は、昨年の九月定例会で可動堰促進の意見書を可決した。しかし、当時賛成した議員の中でも「十一万九千人は、重い数字だ」「臨時議会までの間に十分に精査したい」と、来春の統一地方選で改選を迎えるだけに、より一層、無言の圧力の前に慎重にならざるを得ない状況となっている。

「会派として可動堰促進 二月定例会会期中に態度を 決議に参加しており、原則 決めた。できれば会派で としてその姿勢だと、与 統一行動を取れるようにし 党会派・創政会（九人）の たい」と話した。

武知清会長。一方で「市民 昨年九月の意見書採決の 声は参考にしなければな 際、賛成六人、反対二人、 らない。慎重に審議し、十 退席二人と意見が分かれた

自民党市民会議（八人）

# 徳島市議に無言の重み

「会派として意見統一も ない」と言う。 議員各個人が考えること で、会派として意見統一も しない」と言う。 公明市議会（五人）の左 野修会長は「数としては重 みがあ」としたが「臨時 議会までまだ一カ月ある。 今の段階で結論を出すのは 時期尚早だ。簡単にイエス かノーかと聞かれても困 る」と態度を保留した。

可動堰計画に一貫して反 対している共産党市議団 （四人）の中野一雄団長は 「昨年九月とは市民の関心 の度合いが違う。今回は、 簡単に否決できない状況 だ」と条例制定に期待を寄 せる。

春秋会（三人）は久次米尚 武会長はじめ二人が意見書 に反対した。久次米会長は 「驚くほどの数字だ。議会 には無言のプレッシャーに なる」。一方、美馬秀夫氏は 「住民投票は一過性のア ー ムだ。長良川河口堰問題で も、一時的に盛り上がった だけで終わった」と明確に 否定的な考えを表明した。

また無所属の本田耕一氏 は「市民の熱意の結果で議 会が無視することはできな すべきの姿勢を示した。

同市議会は、昨年九月 定例会で「第十堰改築促進 に関する意見書」を賛成二 十五人、反対九人、退席四 人、欠席一人で可決した。

# 住民投票条例制定を直接請求

# 届くか10万人の期待

## 吉野川可動堰計画の是非



条例案の可決を求める第十権住民投票の会のメンバー＝徳島市役所で

「速やかに条例案を可決して。吉野川可動堰計画の是非を問う住民投票条例の制定を直接請求した徳島市民は十三日、有権者のほぼ半数が賛成した

### 徳島市議へアンケート

## 29人態度示さず

### 条例案に署名の重み「検討」に対する考え

徳島市議四十人のアンケートは、昨年末に実施。このときに回答のなかった市議には、さらに今年に入ってから電話で協力を要請し、聞き取り調査した。

その結果、住民投票条例案についての態度は、賛成が八人、反対が三人、まだ決めてないが十人、無回答十二人。賛成した議員は「計画

住民投票の行方が条例案を審議する市議会の判断にかかっているからだ。しかし、朝日新聞社の市議アンケートでは、まだ市議の四分の三近くは条例案に対する考えを明らかにしておらず、目前に迫った統一地方選への影響を見極めた様子がありあり。早ければ一月下旬にも開かれる臨時市議会で、市議らは十万人の期待にどう答えるつもりだろうか。

に意思を示したい市民の求めにこたえたい」「真の民意を反映にギャップを感じ意を聞くのは有効」など

# 条例案可決を訴え

## 投票の会 議員に働きかけ強化

直接請求したのは、「第十権住民投票の会」(代表世話人、姫野雅義さんら四人)。同会のメンバーはこの日、段ボール箱に詰められた約十万人分の署名簿を持って徳島市役所を訪れ、条例制定請求書と本田利広総務課長に手渡した。記者会見で姫野代表世話人は「市議会の推進意見書やダム審議委のゴサインなど、行政は可動堰推進が民意だとしてきたが、有権者の半数が「推進は民意でない」と表明。市議会が条例案を否決しても、民意は

消えない。住民投票は議会制民主主義を否定するものではなく、市議会が民意の反映という原意に立ち返って可決してほしい」と訴えた。今後の活動は市議会対策に絞る考えで、市内各地で集会を開いて地元議員への働きかけを強化。五万枚の赤いはがきを各議員に送り、可決を促すという。市議選での候補擁立については、「各地区の話し合いの中で決める問題」と今後、また、小池市長に直接、

「市議会で論議は尽くされた」「専門家の判断にゆだねるべきだ」など。「まだ決めてない」と回答した議員の中には、「支持者の考えを把握したい」「署名数が多く、じっくり考えたい」と、署名の重みを判断しかねている声が多く、公明党は党内の意見を集約している途中という。また、無回答だった議員の多くは、回答しない理由について、「提案前の議案について発言は避けたい」としており、議会で態度を明らかにする考えは少ない。「その他」と答えた市議らはほとんどは、一九九七年九月に市議会が可決した可動堰推進の意見書に賛成しており、「当時と状況が違つ」「研究したい」などと再考する意見も多かった。

# 事務局から会計報告と会費納入のお願い

昨年度（1997年11月1日～98年10月31日）の会計報告を行い、あわせて、今年度会費納入のお願いを致します。

## 1. 会計報告

1998年度会計報告（97.11.1～98.10.31）

### 通常会計

収入合計	768,616
前年度繰越金	378,616
年会費	262,000
カンパ	68,000
97年度総会会場予約金戻り	60,000

### 支出合計

行動費	63,000
切手代	100,150
通信費（Fネット等）	29,430
印刷費（封筒、水源連だより）	169,180
振込手数料	6,120
第4回総会出資金	31,218

**次年度繰越金 369,518**

## 2. 年会費納入のお願い

昨年度は、団体会員からの年会費納入が芳しくありませんでした。各団体がそれぞれの厳しい状況の中で活動を続けているのが実態であることを考えると、「やむを得ない」といわざるを得ません。

事務局としましては、本報告で記したこれからの水源連の活動を保証するには、財政面の確立が必要と考えます。事務局は、私たちの運動に協賛し、応援をしていただける団体へ、資金面での協力をお願いしています。その結果、全日本

水道労働組合からは団体年会費10口（5万円）の協力を頂くことになりました。

水源連事務局としては、これまで以上に各開発事業についての現地調査や問題の解明に力を入れたく思います。

あわせて、重要事項に関しては必要に応じて関係者会議を開き、お互いの意志の疎通をはかりたく考えています。

水源連事務局の活動が特定の個人負担によるところが大きかったことの改善と、関係者会議出席者への活動費補助金の支払いを行うこととします。

また、機関紙を年4回発行することにしました。ダム問題のわかりやすい小冊子の発行も致します。これらのことから、印刷費、切手代等がこれまで以上にかかると思われま

す。諸般の事情があることは承知していますが、個人会員・団体会委員のみな様が、同封の払い込み用紙を用いて、年会費を納入されることを、事務局としてお願いする次第です。

あわせて、新規会員の紹介をよろしくお願いいたします。

振込先は下記の通りです。

郵便振替口座 00170-4-766559  
加入者名 水源開発問題全国連絡会